

浅口市国土強靱化地域計画

令和6年3月

浅 口 市

目 次

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画期間.....	1
4. 地域計画と地域防災計画との関係.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1. 基本的な方針.....	3
2. 基本目標.....	4
3. 事前に備えるべき目標.....	4
第3章 市の概況及び想定される災害リスク.....	5
1. 概況.....	5
2. 想定される災害リスク.....	9
3. 対象とする災害.....	17
第4章 脆弱性の評価.....	18
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	18
2. 施策分野の設定.....	20
3. 脆弱性の評価結果.....	20
第5章 施策の推進方針.....	21
1. 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の推進方針.....	21
第6章 施策の重点化.....	22
1. 重点施策.....	22
第7章 計画の推進と進捗管理.....	23
1. 計画の推進.....	23
2. 計画の進捗管理と見直し.....	23
資料編	
資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	25
資料2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	57
資料3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の推進方針	73
資料4 用語の解説	107

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け

1. 計画策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加しており、特に平成30年7月豪雨においては、本市にも甚大な被害をもたらした。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めるとともに、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づき国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国は「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進している。

また、岡山県においても、国が示す国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年2月に「岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定されたところである。

本市においても、国の基本計画と県地域計画との調和を図りながら、強靱で安全・安心なまちづくりを推進していくため、「浅口市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定する。

2. 計画の位置付け

「地域計画」は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市における国土強靱化に係る各種計画等の指針として定めるものである。

第13条 国土強靱化地域計画

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3. 計画期間

本計画は、国土強靱化基本計画に準拠し、おおむね5年毎に計画内容の見直しを行うこととするが、浅口市総合計画との調和を図るため、目標年度は令和8年度とする。ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 地域計画と地域防災計画との関係

地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

表 国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
特徴	あらゆるリスクを想定し、主に発災時に向けた平時の施策を対象	リスクを特定し、主に発災時と発災後の対応を対象
対象のリスク	風水害、地震、津波、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	風水害、地震・津波など、個別の災害やリスクが対象
対象フェーズ	発災前（平時）	発災時・発災後
施策の重点化	施策の重点化・優先順位付け	一般的に明記なし
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法

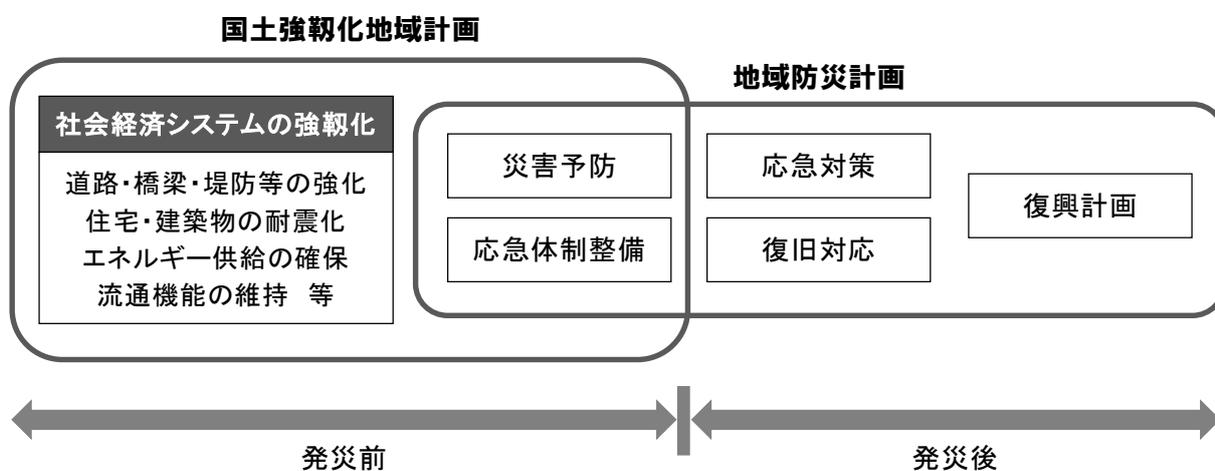


図 国土強靱化地域計画と地域防災計画の計画内容

第2章 基本的な考え方

1. 基本的な方針

国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取り組み推進を基本とする。検討・取り組みの特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

地域計画は、基本計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づいて策定する。また、「県地域計画」と「総合計画」との調和を図る。

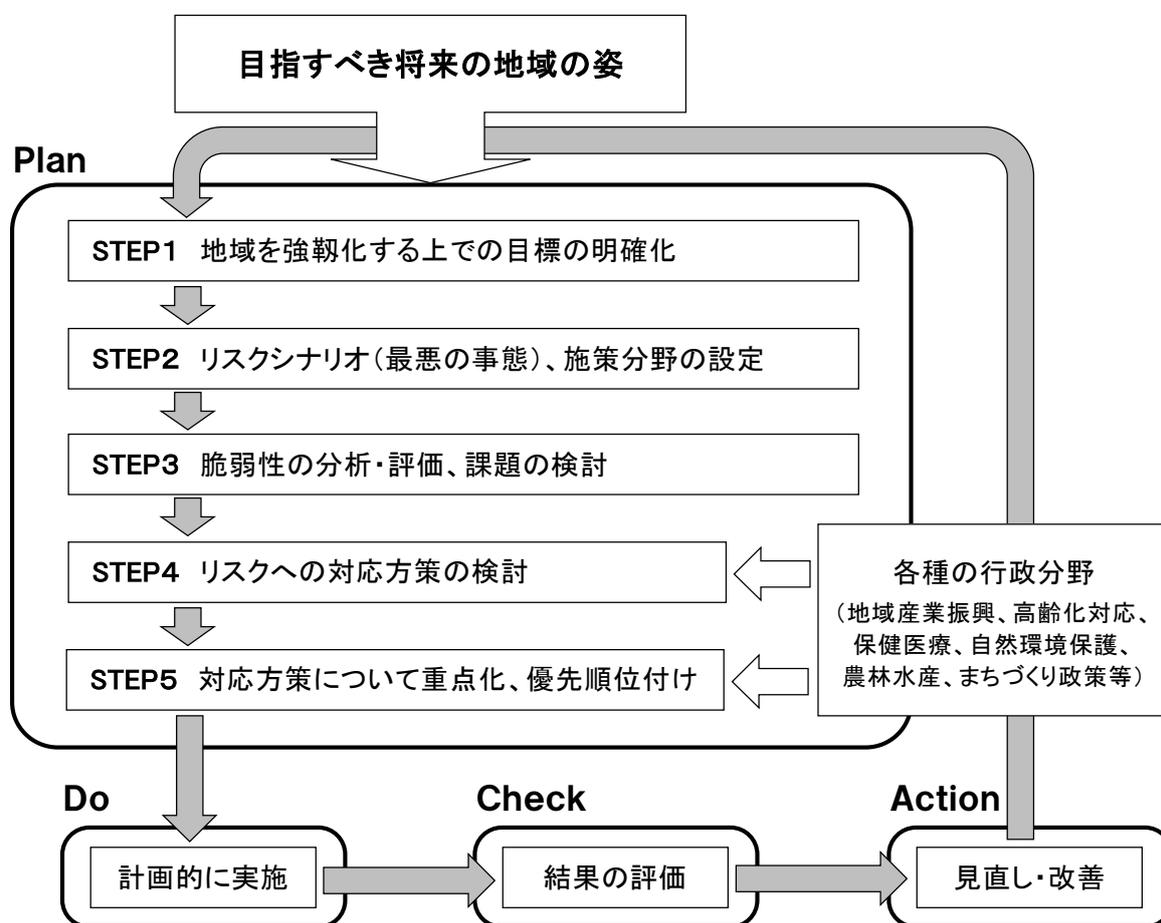


図 国土強靱化地域計画の基本的な進め方

2. 基本目標

市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機に対して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること。
- ②浅口市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること。
- ④迅速な復旧・復興を可能にすること。

3. 事前に備えるべき目標

これらの基本目標を達成するため、次の8点を事前に備えるべき目標として設定する。

表 事前に備えるべき目標

①人命の保護	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。
②救助・救援、医療活動の迅速な対応	大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われる。
③行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。
④情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する。
⑤地域経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
⑥ライフラインの確保及び早期復旧	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
⑦二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない。
⑧迅速な復旧・復興	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3章 市の概況及び想定される災害リスク

1. 概況

1) 位置及び地勢

本市は、岡山県の南西部に位置し、周りを浅口郡里庄町のほか、倉敷市、笠岡市、小田郡矢掛町に囲まれている。市の中央部を山陽自動車道や国道2号、JR山陽本線、山陽新幹線等の基幹的な交通軸が通るほか、北の遙照山系から南の瀬戸内海まで多様な地勢となっている。

気候は瀬戸内特有の温暖少雨で、過ごしやすく自然条件に恵まれた地域で、総面積は66.46km²である。

平成23年度土地に関する概要調査によると、土地利用状況は、山林が市土の28.7%を占めており、遙照山をはじめとする緑豊かな自然環境に恵まれている地域特性が表れている。また、田が10.9%、畑が10.0%となっており、山林・農地で市土の約半分を占めている。

2) 人口

令和2年国勢調査における市の人口は、32,772人となっている。昭和60年以降減少の傾向を示し、令和2年は平成27年と比較して、4%減少している。

また、世帯数は12,615世帯であり、核家族化の進展による世帯分離や、新規に流入する世帯などの要因により、昭和60年以降増加傾向にある。一方、平均世帯数人員は2.60人/世帯であり、減少が続いている。

年齢区分人口構成においても、老年人口（65歳以上）の構成比が年々増加しており、少子高齢化が進行していると言える。

表 人口及び世帯数

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	37,724	37,327	36,114	34,235	32,772
年少人口（0～14歳）	4,959	4,700	4,370	3,915	3,589
生産年齢人口（15～64歳）	23,988	22,854	20,845	18,346	17,005
老年人口（65歳以上）	8,777	9,753	10,882	11,914	12,047
世帯数	11,814	12,246	12,280	12,463	12,615
一世帯当たり人員	3.19	3.05	2.94	2.75	2.60

3) 災害履歴

本市は、地震による過去の大きな被害は少ないが、梅雨前線や台風等の影響で大雨害や風水害に度々見舞われる。特に、「平成 30 年 7 月豪雨災害」により、重傷 1 名のほか、全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 10 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 71 棟などの被害が多数発生した。

本市における既往の主な災害を以下に示す。

表 浅口市における既往の主な災害

年月日	災害の種類	原因	事象
昭和 51.9.8～13	大雨害	台風 17 号	<p>台風 17 号は 9 日から 10 日にかけて、沖縄の東海上を通り、九州南西海上に達したあと、10 日 21 時から 12 日 9 時に至る 36 時間の間ほとんど停滞状態を続け、13 日 1 時 40 分長崎市付近に上陸した後、次第に加速しながら福岡市西方を通り抜けた。</p> <p>台風が九州南西海上で長時間停滞したため、台風に伴う暖湿気流が瀬戸内東部に停滞していた前線を刺激し、記録的な豪雨となった。このため、全県的に各種被害が大規模に発生し、なかでも、県南東部及び南西部の被害が最も激しかった。</p>
昭和 54.10.18～19	風水害	台風 20 号	<p>トラック島の南東海上で発生した台風 20 号は、九州南東海上から四国沖を通過し、19 日 9 時 40 分ごろ和歌山県白浜付近に上陸した。</p> <p>岡山県地方では台風が九州南海上に達した 18 日 22 時ごろから強い雨が降り始め、強い風とともに被害をもたらした。</p>
昭和 60.6.21～30	大雨害	梅雨前線	<p>本州南岸に停滞していた梅雨前線は、太平洋高気圧の強まりにより北上し、21 日から 30 日にかけて瀬戸内を中心に南北に移動した。この間、前線上を小低気圧が東進し、その都度前線の活動が活発となった。</p> <p>特に顕著な雨のピークは 24 日夜から 25 日午後にかけてであり、市内の多いところでは 21 日から 29 日までの総雨量が 376 mm に達し、大きな被害をもたらした。</p>
平成 3.9.27～28	風水害	台風 19 号	<p>台風 19 号は沖縄の南海上から西海上を進み、27 日 16 時過ぎ佐世保市の南に上陸した。その後は、中国地方西部をかすめて日本海を速い速度で北東に進んだ。</p> <p>岡山県では、台風が九州西海上に進んだ 27 日昼前ごろから次第に風が強くなり、台風が最も接近した 22 時前後を中心に非常に強い風が吹いた。風が強く、雨が少なかったことで、塩風害が内陸まで及び、台風が去った後も停電が発生した。沿岸部では、台風の接近と満潮とが重なり、高潮が発生し被害が出た。</p>
平成 7.7.2～6	大雨害	梅雨前線	<p>山陰沿岸に停滞していた梅雨前線が活動を強めながら中国地方をゆっくり南下し、四国付近に停滞した後、再び山陰沿岸まで北上した。</p> <p>この間、岡山県では断続的に激しい雨が降り、市内の多いところでは降り始めからの総雨量が 265 mm に達し、多くの被害が発生した。</p>

年月日	災害の種類	原因	事 象
平成 10.10.16 ～18	風水害	台風 10 号	<p>ヤップ島付近の海上で発生した台風 10 号は、17 日 16 時 30 分ごろ鹿児島県枕崎市に上陸した。その後四国を縦断した後、同日 23 時 30 分ごろ玉野市付近に再上陸、18 日 1 時過ぎに日本海へ抜けた。</p> <p>岡山県では、10 月 16 日後半から台風前面の厚い雨雲がかかり、17 日明け方までに県内各地で 40～50 mm のまとまった雨が降った。その後しばらく小康状態があったが、台風が九州に接近する 15 時ごろから再び強い雨雲が中国地方西部にかかり始め、玉野市付近に再上陸した 23 時ごろには 1 時間に 30～40 mm の強い雨が降り、県中部を中心に大きな被害がもたらされた。</p>
平成 16.8.30 ～31	風水害	台風 16 号	<p>マーシャル諸島付近の海上で発生した台風 16 号は、南西諸島を通過し、8 月 30 日 9 時に鹿児島県に上陸した。その後ゆっくりとした速度で九州、中国地方を縦断し、30 日夜に日本海に達し北東に進んだ。</p> <p>岡山県内では、30 日夕方から暴風雨域に入り、記録的な強風（岡山市、最大瞬間風速 38.5m/s）が吹いた。このとき、台風接近時の気圧低下による吸い上げ効果と、強い南風による吹き寄せ効果に、大潮が重なり、岡山県沿岸部では過去最大の潮位（宇野検潮所、30 日 22 時 47 分、東京湾平均海面上 254 cm）を記録し、寄島町においても高潮が発生し、床上浸水 169 戸、床下浸水 159 戸の被害は過去最大のものとなった。</p>
平成 16.10.20 ～21	風水害	台風 23 号	<p>奈義町で局地風である広戸風が発生。津山で最大瞬間風速 50.4m/s を記録。</p> <p>岡山県内では、死者 7 人、負傷者 354 人、全壊 13 戸、半壊 54 戸、床上浸水 352 戸、床下浸水 1,465 戸の被害が出た。</p>
平成 17.9.6～ 7	風水害	台風 14 号	<p>8 月に発生し、広い暴風域を維持したまま、ゆっくりとした速度で進んだため、各地に甚大な被害を与えた。岡山県内では、死者 1 人、負傷者 15 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 210 戸の被害が出た。</p>
平成 21.8.9～ 10	風水害	台風 9 号	<p>8 月に日本に接近して豪雨をもたらした、被害を出した台風である。岡山県内では、死者 1 人、全壊 14 戸、半壊 114 戸、床上浸水 204 戸、床下浸水 311 戸の被害が発生し、美作市で、8 月 15 日まで最大 2,280 世帯で断水の被害をもたらした。</p>
平成 23.9.2～ 4	風水害	台風 12 号	<p>9 月 3 日に高知県東部に上陸し、広い範囲で記録的な大雨となった。岡山県内では、玉野市で高潮のおそれがあるとして、すべての住民に避難勧告が出たほか、全壊 2 戸、半壊 133 戸、床上浸水 952 戸、床下浸水 8,869 戸の被害が出た。</p>
平成 25.6.19 ～26	大雨害	梅雨前線	<p>中国地方から四国沖に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、19 日夕方から 21 日にかけて断続的に強い雨が降り、大雨となった。浅口市、井原市、浅口市、玉野市では法面崩壊や崩土が 6 ヶ所で発生した。</p> <p>また、26 日には、大雨により路肩が陥没した市道に車が転落したが、運転手に怪我はなかった。</p>

年月日	災害の種類	原因	事 象
平成 25.9.4	風水害	台風 17 号	東シナ海を北上した台風 17 号から変わった温帯低気圧の影響で、西日本付近に停滞する秋雨前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、1 日から 4 日にかけて断続的に強い雨が降り、大雨となった。浅口市では住宅が全壊するなど、9 市 3 町で床上、床下浸水の被害があった。 市内では六条院中地区で里見川が越水したほか、道路冠水やがけ崩れの被害があった。
平成 26.8.9～10	風水害	台風 11 号	台風 11 号が西日本を縦断し、岡山県では強風や大雨となり、沿岸では台風通過と満潮が重なり高潮となった。 県内では、高潮により瀬戸内市で床上・床下浸水が合わせて 64 棟発生したほか、県道 3 ヶ所で道路冠水（全面通行止め）が発生した。大雨による被害では、瀬戸内市で市道の法面崩壊、勝央町で町道の路肩崩壊、真庭市で道路陥没が合わせて 7 ヶ所発生した。
平成 27.7.16～17	風水害	台風 11 号	台風 11 号は、16 日夜から四国東部に上陸した後四国を縦断して 17 日 6 時頃倉敷市に再上陸した。この後岡山県を北上して日本海に抜けた。 県内では、床上浸水 1 棟、床下浸水 16 棟発生し、12 市町で約 22,600 戸の停電が発生した。倉敷市では斜面崩壊による土砂災害が発生し、家屋損壊 1 棟、非住家の全壊 2 棟、半壊 1 棟があった。県道では玉野市と瀬戸内市の 2 ヶ所で路肩崩壊により全面通行止めとなった。
平成 28.6.21～25	大雨害	梅雨前線	19 日から 25 日にかけて、本州付近に梅雨前線が停滞し、その前線上を次々と低気圧が通過したため岡山県では県南西部（主に笠岡市）で総雨量が 200 mm を超える大雨となった。 22 日から 25 日にかけて笠岡市、浅口市を中心に土砂崩れや道路損壊の被害が多発し、特に笠岡市では家屋の全壊が 2 棟発生するなど、大きな被害を受けた。 市内においては、床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟のほか、がけ崩れや道路損壊などの被害が多数発生した。
平成 30.7.5～8	大雨害	梅雨前線	3 日から 4 日にかけて九州西方海上から対馬海峡を通り、日本海で温帯低気圧になった台風第 7 号の影響を受け、梅雨前線の活動が活発化し、複数の線状降水帯が発生して、広範囲かつ長期にわたる記録的大雨となったことに加え、局地的な豪雨が同時多発的に発生し、西日本各地に平成最悪の豪雨災害とされる甚大な被害をもたらした。特に 5 日から 7 日にかけての大雨により、歴史的に災害が少ないと言われていた岡山県においても、初めてとなる特別警報が発表され、多くの観測地点で時間降水量の極値を記録するなど、甚大な水害・土砂災害が発生し、市内金光雨量観測所で総雨量 329 mm、寄島雨量観測所で 350 mm を記録した。 市内においては、重傷 1 名のほか、全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 10 棟、床上浸水 5 棟、床下浸水 71 棟などの被害が多数発生した。

2. 想定される災害リスク

1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿いでは、約 100～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）から約 70 年が経過している。国の調査機関によると、今後 30 年以内に M8～9 クラスの地震が発生する確率は 70%～80% となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

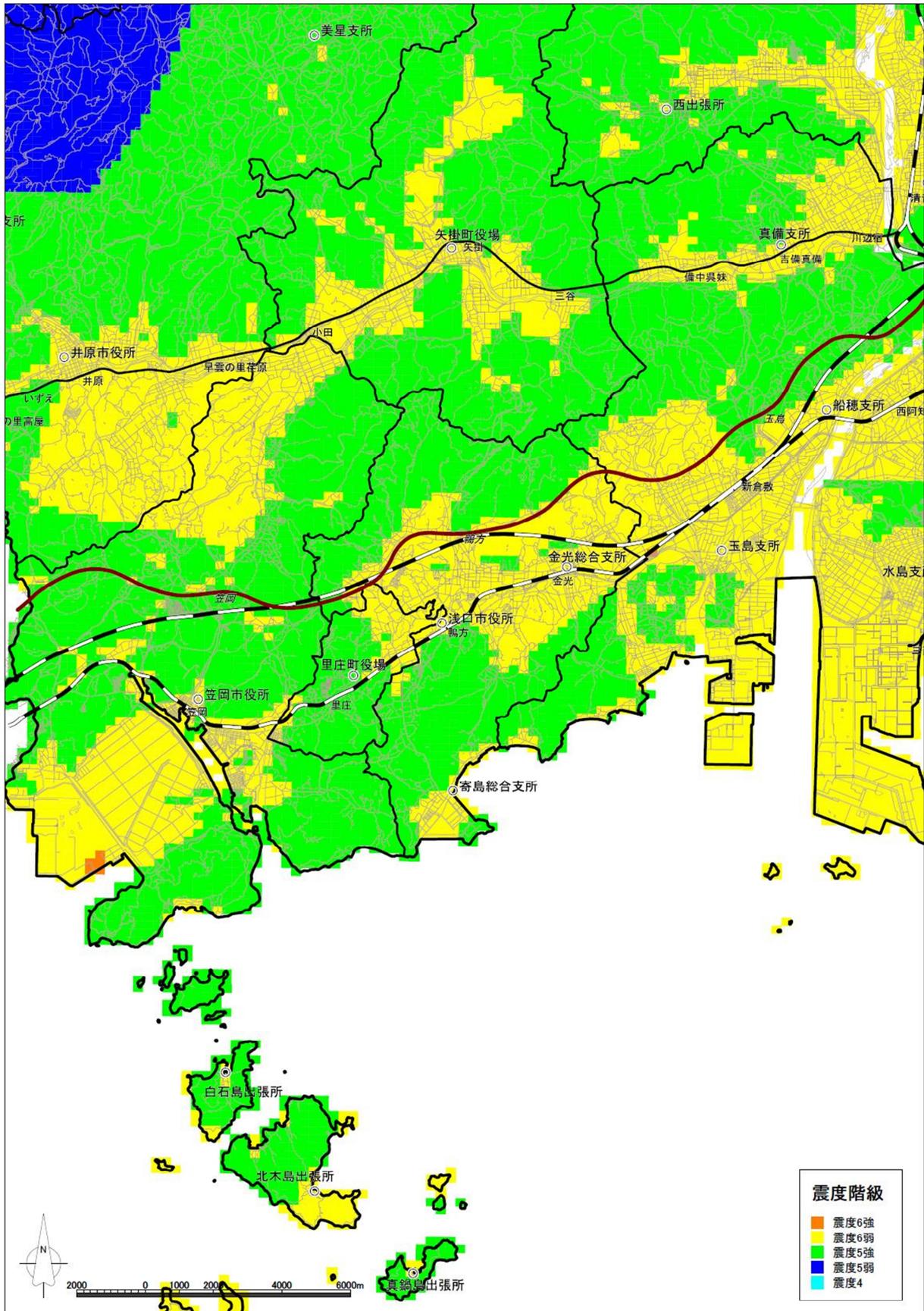
また、「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」では、南海トラフによる想定される最大クラスの地震が発生した場合、本市の被害は、最悪のケースで死者は 12 人、全壊・焼失建物は 187 棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

表 南海トラフ巨大地震の被害想定

算定項目		想定シーン① 冬深夜	想定シーン② 夏 12 時	想定シーン③ 冬 18 時	単位	
建物被害	揺れ	全壊棟数	73			棟
		半壊棟数	1,053			棟
	津波	全壊棟数	84			棟
		半壊棟数	973			棟
	液状化	全壊棟数	21			棟
		大規模半壊棟数	247			棟
		半壊棟数	447			棟
	急傾斜地	全壊棟数	7			棟
		半壊棟数	15			棟
	火災	焼失棟数	1	1	2	棟
人的被害	建物倒壊	死者数	5	3	3	人
		負傷者数	185	90	114	人
		重傷者数	7	4	5	人
	津波*	津波影響人口	4,845	4,642	4,723	人
		死者数	7	2	3	人
		負傷者数	5	0	0	人
	急傾斜地	重傷者数	1	0	0	人
		死者数	0	0	0	人
		負傷者数	1	0	1	人
	避難者*	重傷者数	0	0	0	人
		避難所避難者数(1日後)	3,656	3,656	3,659	人
		避難所外避難者数(1日後)	1,899	1,899	1,900	人
		避難所避難者数(1週間後)	2,366	2,367	2,369	人
		避難所外避難者数(1週間後)	1,556	1,556	1,558	人
		避難所避難者数(1月後)	755	755	757	人
避難所外避難者数(1月後)	1,762	1,762	1,765	人		
帰宅困難者数(平日・昼の場合)	1,904			人		
ライフライン被害	上水道	断水人口(発生直後)	28,432			人
	下水道	支障人口(発生直後)	24,289			人
	電力	停電軒数(発生直後)	22,036			世帯
	通信	固定電話不通	345,713 (岡山県全体)			回線
	災害廃棄物*	3	3	3	万 t	
	資産等の被害*	14,389 (岡山県全体)			億円	

※揺れ・液状化等により、すべての堤防等が破壊される場合の被害想定

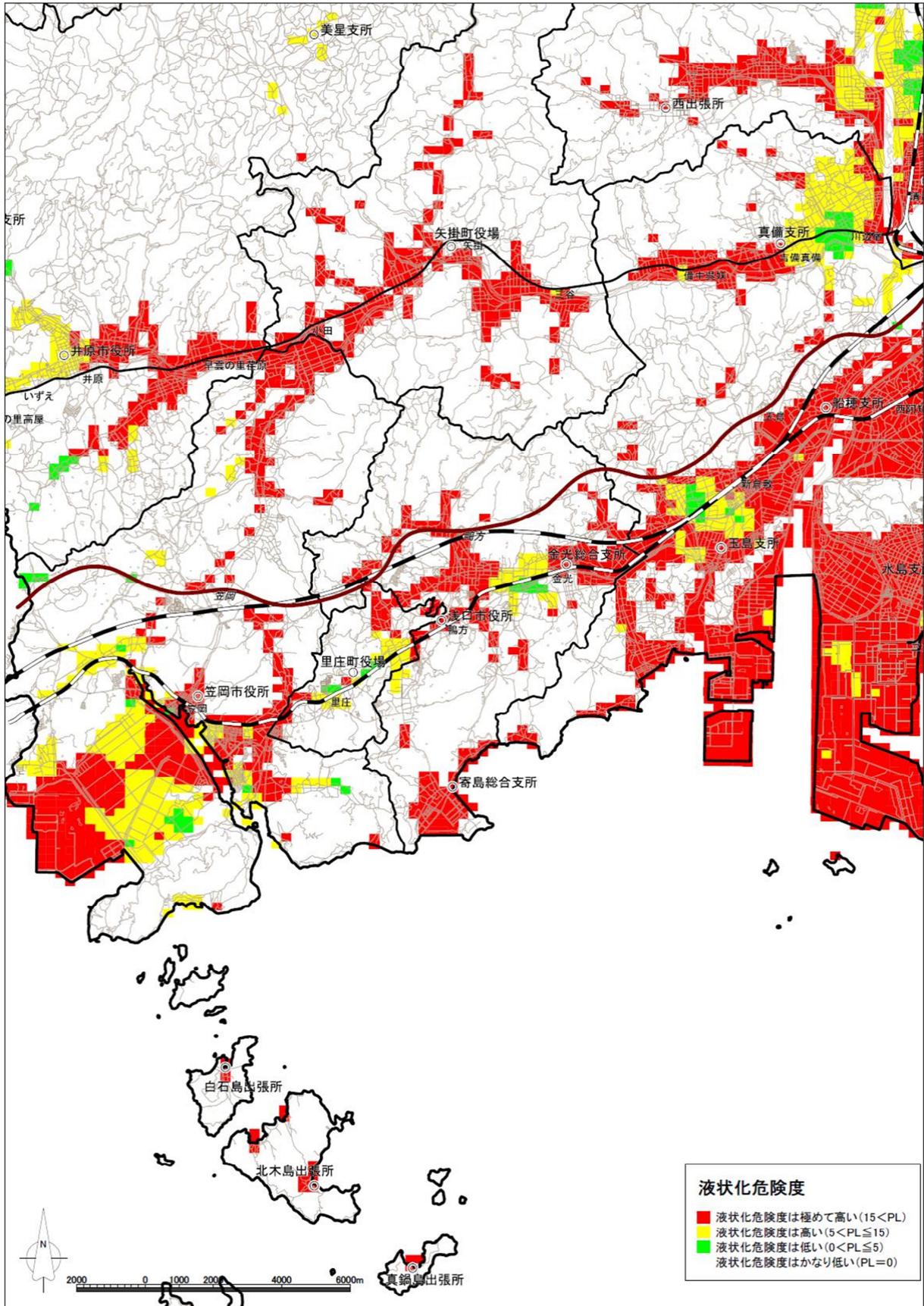
資料：岡山県地震・津波被害想定調査報告書（平成 25 年 7 月、岡山県危機管理課）



岡山県危機管理課 平成25年2月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

1:100000

図 南海トラフ巨大地震による震度分布図



岡山県危機管理課 平成25年2月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会施設データ)を使用した。

1:100000

図 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図

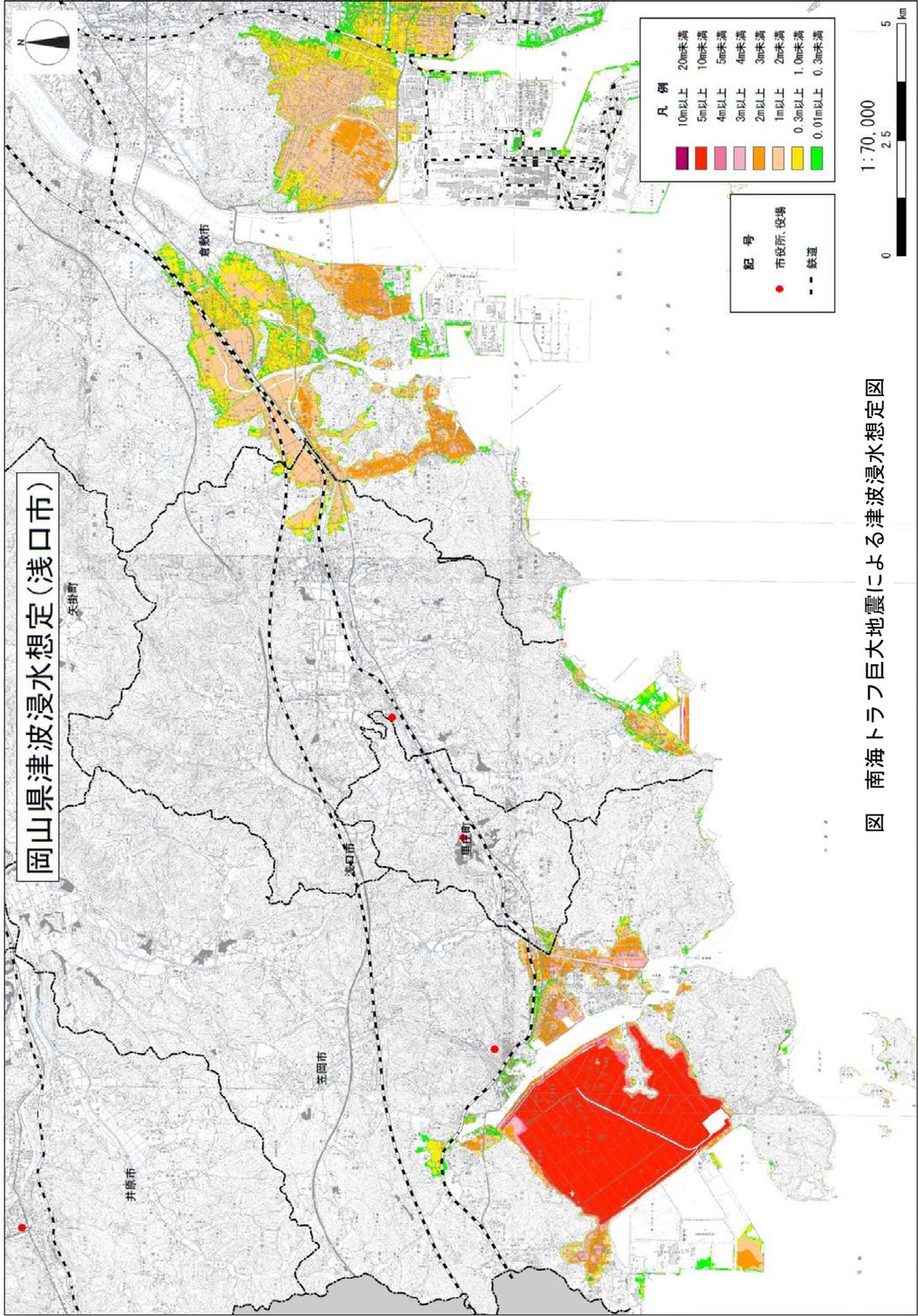


図 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図

岡山県庁作成 平成25年3月

2) 長者ヶ原－芳井断層の地震

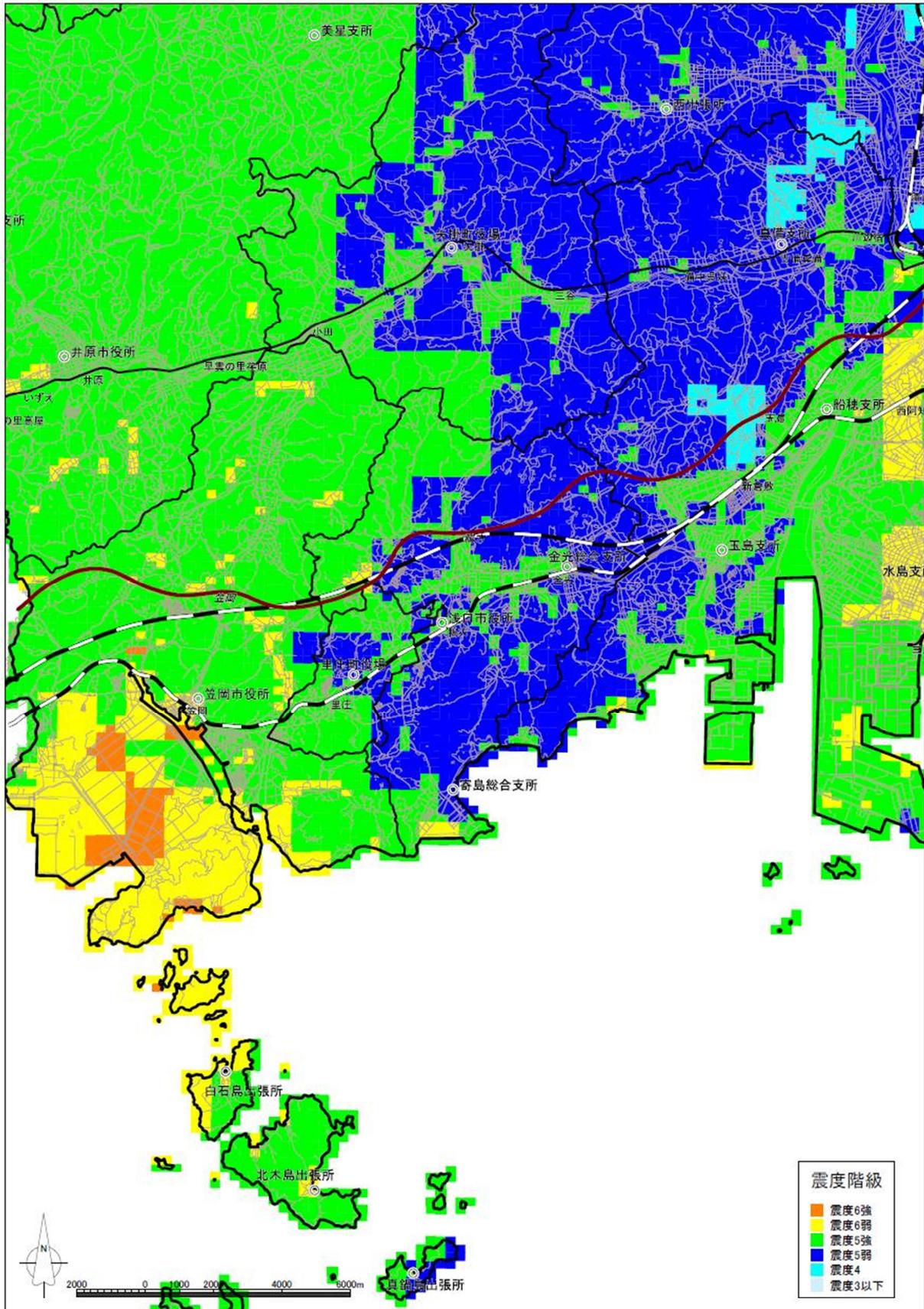
本市に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もある。

なかでも、長者ヶ原－芳井断層は、岡山県井原市芳井町から広島県福山市本郷町にかけて分布する長さ約 30 km の活断層であり、地震が発生した場合、強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生することが想定され、「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」では、長者ヶ原－芳井断層による地震が発生した場合、本市の被害は、全壊・焼失建物 7 棟、大規模半壊 85 棟、半壊 203 棟にも上ると想定されている。

表 長者ヶ原－芳井断層の地震の被害想定

算定項目		想定シーン① 冬深夜	想定シーン② 夏 12 時	想定シーン③ 冬 18 時	単位	
建物被害	揺れ	全壊棟数	0			棟
		半壊棟数	50			棟
	液状化	全壊棟数	6			棟
		大規模半壊棟数	85			棟
		半壊棟数	153			棟
	急傾斜地	全壊棟数	0			棟
		半壊棟数	0			棟
火災	焼失棟数	0	0	1	棟	
人的被害	建物倒壊	死者数	0	0	0	人
		負傷者数	8	5	6	人
		重傷者数	0	0	0	人
	急傾斜地	死者数	0	0	0	人
		負傷者数	0	0	0	人
		重傷者数	0	0	0	人
	火災延焼	死者数	0	0	0	人
		負傷者数	0	0	0	人
		重傷者数	0	0	0	人
	避難者	避難所避難者数(1日後)	72	72	75	人
		避難所外避難者数(1日後)	48	48	50	人
		避難所避難者数(1週間後)	60	60	62	人
		避難所外避難者数(1週間後)	60	60	62	人
		避難所避難者数(1月後)	36	36	37	人
		避難所外避難者数(1月後)	84	84	87	人
帰宅困難者数(平日・昼の場合)		1,904			人	
ライフライン被害	上水道	断水人口(発生直後)	7,532			人
	下水道	支障人口(発生当日)	7,772			人
	電力	停電軒数(発生直後)	7,136			軒
	通信	固定電話不通	117,758 (岡山県全体)			回線
	災害廃棄物		2	2	2	千 t
	資産等の被害		3,471 (岡山県全体)			億円

資料：岡山県地震・津波被害想定調査報告書（平成 26 年 7 月、岡山県危機管理課）



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

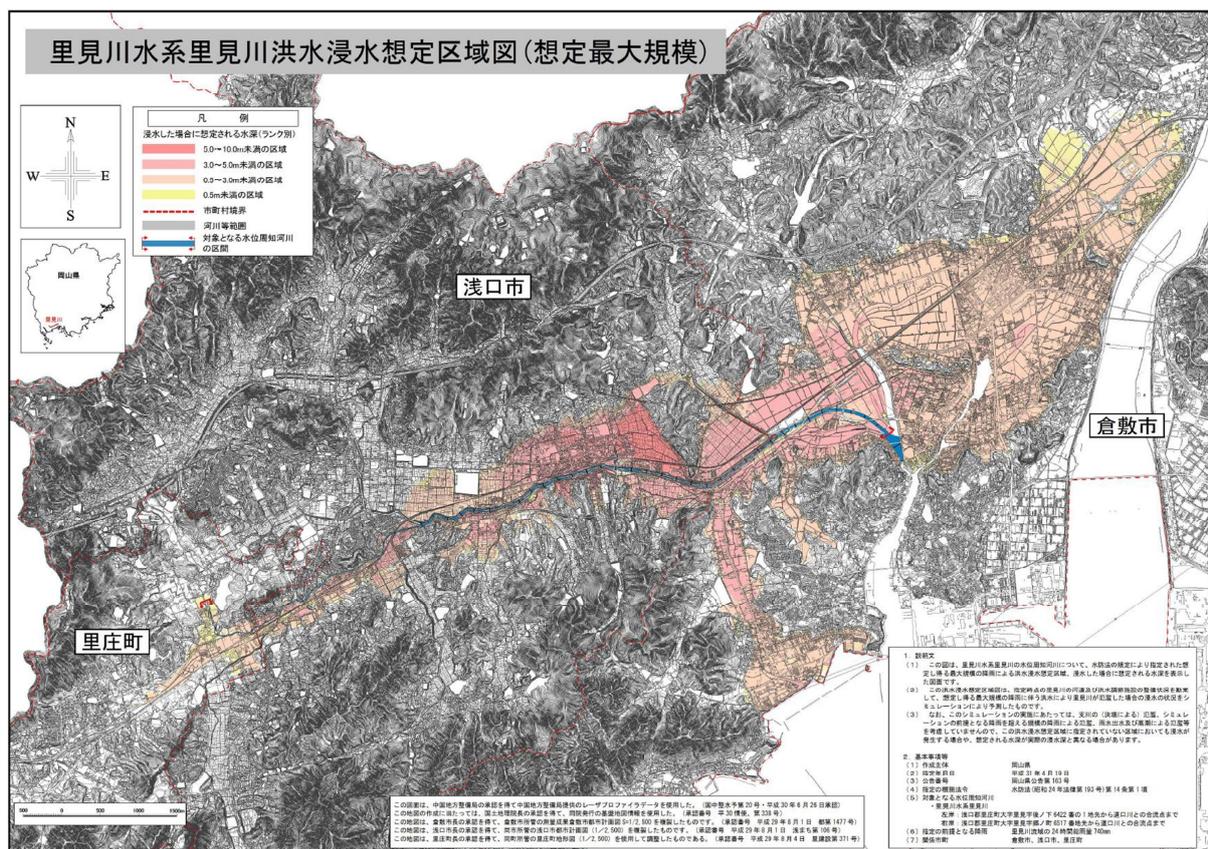
1:100000

図 長者ヶ原－芳井断層の地震による震度分布図

3) 風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、国においては、水防法の規定により、新たに想定最大規模の降雨（里見川流域の24時間総雨量740mm）を対象とした浸水想定区域の指定が義務付けられた。

本市においても、台風や梅雨前線等の豪雨による浸水被害を受けているとともに、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。



資料：岡山県河川課

図 里見川水系里見川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

3. 対象とする災害

本市に大きな被害をもたらす自然災害を、本市の地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定等も踏まえ以下のとおり設定した。

表 計画の対象とする災害

災害の種類	想定する被害の様相等	浅口市の災害特性
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後 30 年間の間に約 70%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9クラスの地震により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。 (平成 25 年 7 月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 6 弱)
断層型地震	長者ヶ原－芳井断層など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7～8クラスの地震により、大きな人身・建物被害が生じる。 (平成 26 年 5 月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 6 弱、長者ヶ原－芳井断層の地震)
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域では、土砂災害警戒区域が 172 箇所、うち特別警戒区域が 138 箇所指定されており、集中豪雨や大規模地震等により複数箇所土砂災害が発生
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	里見川等市内の河川の氾濫による浸水
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身・建物被害等が生じる。	海面の水位上昇に伴う、排水機能の低下による道路や住家等の浸水

第4章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画及び県地域計画において設定されている事態から、本市の地域特性を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保獲が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断される事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2. 施策分野の設定

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、8の個別施策分野と2の横断的分野とする。

【個別施策分野】

- ①行政機能・消防等
- ②住宅・都市・情報通信
- ③保健医療・福祉
- ④産業
- ⑤交通・物流
- ⑥農林水産
- ⑦国土保全・土地利用
- ⑧環境

【横断的分野】

- A リスクコミュニケーション
- B 老朽化対策

3. 脆弱性の評価結果

脆弱性評価は、大規模自然災害に対して、どのような脆弱性（地域の弱点）があり、その脆弱性を克服するために何が必要かを洗い出すという、計画を策定するうえで重要な作業であり、設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、次のポイントを考慮して分析・評価を行った。

- 起きてはならない最悪の事態を回避するために何が必要か
- ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせているか
- 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせているか
- 代替性やバックアップ体制が確保できているか

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を「資料編 資料1」に、施策分野ごとの脆弱性評価結果を「資料編 資料2」に示す。

第5章 施策の推進方針

1. 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針や重要業績評価指標を定めた。

- ①脆弱性評価結果の改善策として、「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- ②基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の推進方針を「資料編 資料3」に示す。

第6章 施策の重点化

1. 重点施策

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、本市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき起きてはならない最悪の事態を以下のとおり選定した。

これら事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

表 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保獲が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断される事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

第7章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

2) 全員参加による計画の推進

本市の強靱化の実現には、本市の全職員をはじめ、国や岡山県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、本計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国や岡山県の各種補助事業や民間活力の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2. 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画：PLAN）、施策の計画的実施（実行：DO）、施策の進捗管理・結果の評価（評価：CHECK）、計画の見直し・改善（改善：ACTION）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。

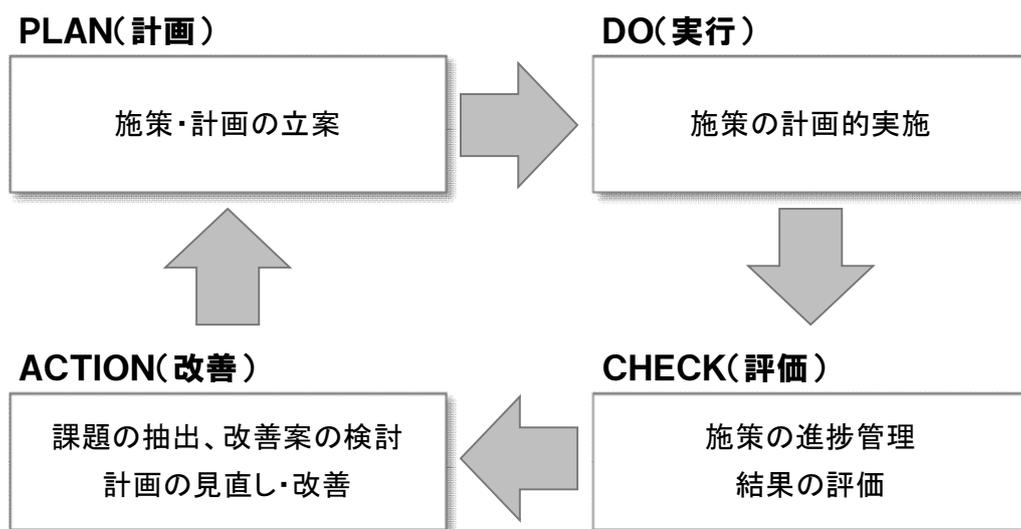


図 計画の進行管理

資料編

資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保獲が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化率は76%（R1）と、全国平均の87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■幹線街路の整備

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■住宅の防災対策の推進

○住宅用火災警報器の設置率は、76%（R5、全国平均84.3%）で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は43%（R5、全国平均67.2%）であることから、引き続き普及啓発を行う必要がある。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

■空き家対策の推進

○総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によると、市内の空き家率は12.6%（H30）で全国の空き家率13.6%（H30）を下回っているものの、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進

○高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報伝達手段の確保

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

■特定建築物の耐震化

○特定建築物の耐震化率は92%（R1）と、全国平均の89%（H30）を上回っているが、引き続き耐震診断等への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

■施設の防火対策

○火災による甚大な被害が懸念される大規模商業施設・宿泊施設・病院・遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利の確保が必要である。

■公園施設の維持管理

○災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理が必要である。

○天草公園は、耐震改修工事は完了しているが、施設整備から50年近くが経過し、老朽化が進んでおり、適切な維持管理が必要である。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

■海岸保全施設の整備

○台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたとともに、海岸保全施設の老朽化が進行していることから、予防保全型の維持管理により、防護機能を確保し災害に備えるとともに、維持管理費用の低減に取り組む必要がある。

■高潮ハザードマップの整備

○平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

■橋梁の長寿命化

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■幹線街路の整備（再掲）

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ

ており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

■河川改修等の治水対策

- 河川の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。また、増水時の氾濫防止に、河道の確保を行う必要があるため、計画的にしゅん濇を行う必要がある。

■内水危険箇所の被害防止対策

- 下水道による浸水対策は、家屋の被害の浸水被害が度重なり発生する等生活環境に大きく影響があることから、優先順位をつけて整備している。今後も、雨水ポンプ場の整備等、家屋の浸水被害解消に向けた取り組みを推進する必要がある。

■最大降雨による洪水ハザードマップの整備

- 平成27年7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大降雨による浸水想定が求められている。今後もマニュアルに対応した洪水ハザードマップの整備に努める。

■海岸保全施設の整備（再掲）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたとともに、海岸保全施設の老朽化が進行していることから、予防保全型の維持管理により、防護機能を確保し災害に備えるとともに、維持管理費用の低減に取り組む必要がある。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

- 平成27年7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に

については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

■避難指示等発令及び自主避難のための情報提供

- 土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難指示等の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解を図っていく必要がある。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

- 大規模盛土造成地は大地震や大雨によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを作成し、対象となる造成地の場所や箇所数危険個所の周知を進める必要がある。

■山林地域における防災対策

- 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- 材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など林業の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

■ため池の耐震化・老朽化対策

- 市内のため池は江戸時代に築造されたものが多くある。豪雨や地震を原因とするため池の決壊等の被害を未然に防止するため、ハード・ソフト対策を推進する必要がある。

■指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。大規模災害時における住民や観光客等の避難場所を確保していく必要がある。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模災害が発生した場合には、福祉避難所への受入可能数が不足することや、避難所から福祉避難所への移送が必要となった場合の移送手段や移送人員など体制を整備する必要がある。

■福祉施設・学校施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地している福祉施設・学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進していく必要がある。

○学校施設は身近で重要な避難所であるが、老朽化した建物も多く避難者の使用に配慮されていないため多くの改修が必要である。

○市立幼稚園・こども園・保育園の耐震化は完了しているが、建築後30年を経過する施設も増えていく中、避難所として適切な施設の維持管理を行う必要がある。

■避難所・避難路の整備

○災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、各地域に避難所を設置しているが、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直し等の状況の変化や、地震による建物倒壊での避難経路途絶も想定し、必要に応じて避難所等の見直しが必要である。また、自主防災組織等と連携しつつ、避難場所までの避難経路の設定についても進めていく必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

■防災関係機関における情報伝達

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町村・防災関係機関の間の通信を行う「岡山県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係

機関との情報通信に活用している。県・市町村・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

■防災教育の推進

○災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・園児・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、市内全ての学校園において、本市の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

■非常物資の備蓄

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。また、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに協定締結を推進するとともに、備蓄の確保を図る必要がある。

■災害発生時の物流インフラの確保

○災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険個所の把握とその対策について検討していく必要がある。

■燃料供給の確保

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■災害応援の受援体制の構築

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

■救援物資等の受援体制の構築

○協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■防災拠点の整備

○大規模災害が発生した場合の自衛隊等の外部からの応援派遣や救援物資の受入基地について、予め想定をしておく必要がある。また、孤立地域が発生した場合に救助に時間を要する事態に備えて、これらの地域の防災拠点の必要性についての検討が必要である。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

○災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。引き続き、人口減少を踏まえた経営や資産管理を進め、施策を推進する必要がある。

■水道施設の応急対策

○水害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る必要があるとともに、地域防災計画についても見直し等が必要である。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後 50 年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■食料生産体制の強化

○農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風による被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、農作物生産に必要な施設・機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■集落での備え

○災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄の推進、特設公衆電話の設置など避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

■集落の孤立防止対策

○近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じたため、孤立するおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

○孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。

■代替輸送手段の確保

○中山間等における避難路や代替道路を確保するため、市道・林道・農道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める必要がある。

■情報通信環境の強化

○大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。また、情報通信利用環境として、避難所となっている学校ではWi-Fiを整備しているが、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところがある。第5世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実かつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411橋）は、今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後50年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、

道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■災害対策本部機能の強化

○災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

○大規模災害時、消防施設設備等の被災により十分な災害対応ができなくなる恐れがあることから、県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する岡山県緊急消防援助隊受援計画に基づく受援計画の策定が必要である。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、浅口医師会等との連携強化を図っておく必要がある。

■総合防災訓練等の実施

○大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、市民総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動の不足に備え、自主防災組織等の活用や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

■救急・救助活動等の体制強化（常備消防主体の取組）

○救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。

■災害応援の受援体制の構築（再掲）

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していただくためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派

遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

■救援物資等の受援体制の構築（再掲）

○協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後 50 年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

■徒歩帰宅者の支援

○コンビニエンスストア等、民間事業者との協定により、徒歩帰宅者に水・トイレ・道路情報等の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の普及を行っているが、公的施設も含め、支援拠点の拡大を図る必要がある。

■災害時における公共交通の安定供給の確保

○災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、公共交通事業者・警察・国・県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、浅口市地域公共交通会議を通じて関係機関と協議を進め、適切な進行管理をし

ていく必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■医療従事者確保に係る連携体制（再掲）

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、浅口医師会等との連携強化を図っておく必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411橋）は、今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後50年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

2-7 被災地における感染症等の大規模発生

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○感染症への意識向上のため、市民や関係者に対して広報紙や研修会等による普及啓発を実施している。しかし、災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまであまり行われていないことから、今後、起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。また、災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施する必要がある。

■予防接種の促進

○災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよ

う、個別接種、普及啓発を行っている。接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるが、乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

■避難所における良好な生活環境の確保

○避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水・食料・トイレ・間仕切り・冷暖房・マスク等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結をしているが、情報・トイレ・冷暖房環境などは不十分である。引き続き、公的備蓄を進めつつ、関係機関、民間事業者等と協力・連携する体制を構築するとともに、生活環境向上のための整備を進めていく必要がある。

■下水道事業の業務継続計画の策定

○下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。また、今後は内水被害を想定した計画の見直しも必要である。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○下水道供用開始から20年以上を経過する中、機械・電気設備が耐用年数を超える等老朽化が進んでおり、今後の運転管理の不安や処理機能の低下の不安があることや、施設更新には多額の費用を要する見込みである。このため、下水道施設の老朽化対策と耐震化を進めていく必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

■地域の治安の維持

○警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、県・市・防犯関係者で連携しつつ、青色防犯パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、自治会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

■災害発生時の交通整理体制の構築（県主体の取組）

○災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き読み、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

■信号機の非常用電源対策（県主体の取組）

○災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。

■信号機の老朽化対策（県主体の取組）

○信号機の老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、計画的に解消を図っていく必要がある。

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○市の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後必要な施設を見極め適切な維持管理を実施し、施設の耐震化・長寿命化を図る必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備

○庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町村・防災関係機関の間の通信を行う「岡山県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市町村・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

■行政情報の災害対策

○情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

■業務継続計画の策定

○大規模な災害の発生により、市の機能が著しく低下する中であっても、速やかに非常時優先業務を開始し、市民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを維持して市民生活を維持する全庁的な体制を整えるため、浅口市業務継続計画を策定しているが、引き続き必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。

■災害対策本部機能の強化（再掲）

○災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

■広域連携体制の構築

○災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内市町村による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

■総合防災訓練等の実施（再掲）

○大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、市民総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動の不足に備え、自主防災組織等の活用や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

■エネルギー供給事業者の災害対策

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備（再掲）

○庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町村・防災関係機関の間の通信を行う「岡山県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市町村・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化（再掲）

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

■行政情報の災害対策（再掲）

○情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラ

ジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

■地域経済力の強化

○大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い市内企業の育成に平素から取り組む必要がある。

■企業の業務継続計画策定の促進

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対して、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について普及啓発していく必要がある。

■農林水産物の移出・流通対策

○災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷等ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時等における物資の保管等に関する協定」を締結している。災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確認するため、庁内関係課・県・物流事業者・交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後 50 年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

■エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運営、緊急車両等の運行が懸念される。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411橋）は、今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後50年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

■企業の業務継続計画策定の促進（再掲）

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対して、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について普及啓発していく必要がある。

■危険物施設等の対策

○危険物施設からの危険物の流出は、大規模な火災や土壌汚染の危険性があり、電源遮断や電気設備のトラブルにより長期間施設の機能が停止するおそれがある。防火対象物の防火管理者の未選任や消防計画の未策定により、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われないおそれがある。

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411橋）は、今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後50年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■幹線街路の整備（再掲）

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

■金融支援

○災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む必要がある。

■金融機関の耐災害性の強化

○市内の金融機関があるが、災害発生により機能停止となった場合、出納業務等が不可能となり公金の出し入れができなく、市の業務に支障が出る恐れがある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

■食料生産体制の強化（再掲）

○農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲）

○高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風による被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、農作物生産に必要な施設・機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。

■非常物資の備蓄（再掲）

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。また、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに協定締結を推進するとともに、備蓄の確保を図る必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

■エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運営、緊急車両等の運行が懸念される。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

■水道事業の業務継続計画の策定

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。引き続き、人口減少を踏まえた経営や資産管理を進め、施策を推進する必要がある。

■水道施設の応急対策（再掲）

○水害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る必要があるとともに、地域防災計画についても見直し等が必要である。

■下水道事業の業務継続計画の策定（再掲）

○下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。また、今後は内水被害を想定した計画の見直しも必要である。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○下水道供用開始から20年以上を経過する中、機械・電気設備が耐用年数を超える等老朽化が進んでおり、今後の運転管理の不安や処理機能の低下の不安があることや、施設更新

には多額の費用を要する見込みである。このため、下水道施設の老朽化対策と耐震化を進めていく必要がある。

■合併処理浄化槽の設置促進

○老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設けるとともに、広報、ホームページ、自治会等の回覧により当該制度の周知に努めている。しかしながら、依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、合併処理浄化槽の設置を促進する必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断される事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後 50 年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■災害時における公共交通の安定供給の確保（再掲）

○災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、公共交通事業者・警察・国・県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、浅口市地域公共交通会議を通じて関係機関と協議を進め、適切な進行管理をしていく必要がある。

■地域公共交通の確保

○平成 30 年 7 月豪雨災害では、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受け、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を維持し

ていく必要がある。

■広域交通の確保

○災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、公共交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

■住宅の耐震化（再掲）

○住宅の耐震化率は76%（R1）と、全国平均の約87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■特定建築物の耐震化（再掲）

○特定建築物の耐震化率は92%（R1）と、全国平均の89%（H30）を上回っているが、引き続き耐震診断等への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

■住宅の防災対策の推進（再掲）

○住宅用火災警報器の設置率は、76%（R5、全国平均84.3%）で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は43%（R5、全国平均67.2%）であることから、引き続き普及啓発を行う必要がある。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

■施設の防火対策（再掲）

○火災による甚大な被害が懸念される大規模商業施設・宿泊施設・病院・遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利の確保が必要である。

■空き家対策の推進（再掲）

○総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によると、市内の空き家率は12.6%（H30）で全国の空き家率13.6%（H30）を下回っているものの、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

■沿道建築物の耐震化

○改正耐震改修促進法により、緊急輸送道路等の沿道建築物所有者への耐震診断の義務付けており、今後、耐震結果に基づき耐震改修や除却工事を推進していく必要がある。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

■ため池の耐震化・老朽化対策（再掲）

○市内のため池は江戸時代に築造されたものが多くある。豪雨や地震を原因とするため池の

決壊等の被害を未然に防止するため、ハード・ソフト対策を推進する必要がある。

■山林地域における防災対策（再掲）

- 治山施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。
- 高齢化の進展により、森林の荒廃が進み、土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

■有害物質の流出・拡散防止対策

- 市は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。

■有害物質の大規模流出・拡散対応

- 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

■海岸保全施設の整備（再掲）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたとともに、海岸保全施設の老朽化が進行していることから、予防保全型の維持管理により、防護機能を確保し災害に備えるとともに、維持管理費用の低減に取り組む必要がある。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

- 平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■農地の利用促進

- 有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援

により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

■農地の生産基盤の整備推進

○異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

■森林の計画的な保全管理

○高齢化の進展により、森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

■山林地域における防災対策（再掲）

○治山施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。

○高齢化の進展により、森林の荒廃が進み、土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害廃棄物の処理体制の構築

○災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、岡山県災害廃棄物処理計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある災害廃棄物処理計画とする必要がある。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

○災害が発生した場合において、市の一般廃棄物処理施設だけでは処理能力が不足し、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県・他市町村・関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

○災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理計画」を作成するとともに、災害の発生場所や廃棄物の量によっては効率的な収集・運搬処理が困難となるおそれがあるため、関係機関との連携を強化する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害ボランティア受入体制の構築

○災害ボランティアセンターについては、浅口市社会福祉協議会で開設・運営を行うこととなっており、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催する等、平時から連携、情報共有に努めることが必要である。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。

■災害応援の受入体制の構築（再掲）

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していただくためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■地域コミュニティの強化

○人口減少・少子高齢化により、担い手不足や地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっていくことも想定される。このため、平常時から自助・共助の中心となる自治組合、町内会等の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。また、地域コミュニティの中心となる自治組合、町内会等の担い手育成に取り組む必要がある。

■消防団員等の確保・育成

○少子高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、引き続き団員確保に向けた広報活動等を通じて消防団員の確保・育成に取り組む必要がある。

■消防施設の老朽化対策

○救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防施設の老朽化対策を推進する必要がある。

■装備資機材の整備・高度化

○災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

■関係機関の連携強化

○災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察・消防・自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

■自主防災組織の活性化支援

○災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の組織率は向上させるとともに、さらなる地域防災力向上のため、既存組織の活性化を図っていく必要がある。

■防災意識の啓発

○災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災アドバイザーを派遣し、講演や助言等を実施しているほか、自主防災組織育成研修や防災シンポジウムの開催、広報紙や市ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取り組みを実施していく必要がある。

■防災訓練の推進

○地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、近年、激甚化する傾向にある水害や南海トラフ巨大地震等を想定した実動型の防災訓練と図上防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する防災訓練等の支援を行っていく必要がある。

■地域防災リーダーの育成

○地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

■事業所における防災訓練の充実

○事業所における火災等の被害を軽減するため、防火訓練等を通じて、防火・防災意識の啓発を図り、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われる必要がある。

■貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

○文化財の所有者等は、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

○災害時における被害状況の収集のため、各地域の有形無形文化財の記録調査する必要がある。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後 50 年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■道路の防災対策

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■道路施設の老朽化対策

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

○災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■下水道（雨水）の整備

○近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

■内水ハザードマップの整備

○住民のハザードマップ活用につながる訓練等の取組を促進するため、内水ハザードマップを整備する必要がある。

■海岸保全施設の整備（再掲）

○台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたとともに、海岸保全施設の老朽化が進行していることから、予防保全型の維持管理により、防護機能を確保し災害に備えるとともに、維持管理費用の低減に取り組む必要がある。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

資料 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 個別施策分野

①行政機能・消防等

■避難指示等発令及び自主避難のための情報提供

○土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難指示等の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解を図っていく必要がある。

■指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

○災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。大規模災害時における住民や観光客等の避難場所を確保していく必要がある。

■福祉施設・学校施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地している福祉施設・学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進していく必要がある。

○学校施設は身近で重要な避難所であるが、老朽化した建物も多く避難者の使用に配慮されていないため多くの改修が必要である。

○市立幼稚園・こども園・保育園の耐震化は完了しているが、建築後 30 年を経過する施設も増えていく中、避難所として適切な施設の維持管理を行う必要がある。

■避難所・避難路の整備

○災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、各地域に避難所を設置しているが、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直し等の状況の変化や、地震による建物倒壊での避難経路途絶も想定し、必要に応じて避難所等の見直しが必要である。また、自主防災組織等と連携しつつ、避難場所までの避難経路の設定についても進めていく必要がある。

■防災関係機関における情報伝達

○災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市町村・防災関係機関の間の通信を行う「岡山県防災情報ネットワーク」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。県・市町村・防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

■防災教育の推進

○災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・園児・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、市内全ての学校園において、本市の

地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。

■非常物資の備蓄

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。また、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに協定締結を推進するとともに、備蓄の確保を図る必要がある。

■災害応援の受援体制の構築

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続してくためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

■救援物資等の受援体制の構築

○協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

■防災拠点の整備

○大規模災害が発生した場合の自衛隊等の外部からの応援派遣や救援物資の受入基地について、予め想定をしておく必要がある。また、孤立地域が発生した場合に救助に時間を要する事態に備えて、これらの地域の防災拠点の必要性についての検討が必要である。

■集落での備え

○災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄の推進、特設公衆電話の設置など避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

■集落の孤立防止対策

○近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じたため、孤立するおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

○孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。

■災害対策本部機能の強化

○災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、

災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

○大規模災害時、消防施設設備等の被災により十分な災害対応ができなくなる恐れがあることから、県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する岡山県緊急消防援助隊受援計画に基づく受援計画の策定が必要である。

■総合防災訓練等の実施

○大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、市民総合防災訓練を実施している。近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。行政による救助・救急活動の不足に備え、自主防災組織等の活用や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

■救急・救助活動等の体制強化（常備消防主体の取組）

○救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。

■避難所における良好な生活環境の確保

○避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水・食料・トイレ・間仕切り・冷暖房・マスク等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結をしているが、情報・トイレ・冷暖房環境などは不十分である。引き続き、公的備蓄を進めつつ、関係機関、民間事業者等と協力・連携する体制を構築するとともに、生活環境向上のための整備を進めていく必要がある。

■地域の治安の維持

○警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、県・市・防犯関係者で連携しつつ、青色防犯パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、自治会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

■災害発生時の交通整理体制の構築（県主体の取組）

○災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

■信号機の非常用電源対策（県主体の取組）

○災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、

信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。

■信号機の老朽化対策（県主体の取組）

○信号機の老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、計画的に解消を図っていく必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備

○庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。

■行政情報の災害対策

○情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。

■業務継続計画の策定（再掲）

○大規模な災害の発生により、市の機能が著しく低下する中であっても、速やかに非常時優先業務を開始し、市民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを維持して市民生活を維持する全庁的な体制を整えるため、浅口市業務継続計画を策定しているが、引き続き必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。

■広域連携体制の構築

○災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内市町村による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

■災害応援の受入体制の構築（再掲）

○大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していただくためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

■消防団員等の確保・育成

○少子高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、引き続き団員確保に向けた広報活動等を通じて消防団員の確保・育成に取り組む必要がある。

■消防施設の老朽化対策

○救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防施設の老朽化対策を推進する必要がある。

■装備資機材の整備・高度化

○災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

■関係機関の連携強化

○災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、各種訓練の実施等により、警察・消防・自衛隊等の関係機関の連携強化を図る必要がある。

■貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

○文化財の所有者等は、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

○災害時における被害状況の収集のため、各地域の有形無形文化財の記録調査する必要がある。

②住宅・都市・情報通信

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化率は76%（R1）と、全国平均の87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■幹線街路の整備

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

○電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■住宅の防災対策の推進

○住宅用火災警報器の設置率は、76%（R5、全国平均84.3%）で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は43%（R5、全国平均67.2%）であることから、引き続き普及啓発を行う必要がある。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設

置を促す必要がある。

■空き家対策の推進

○総務省が実施している「住宅・土地統計調査」によると、市内の空き家率は12.6%（H30）で全国の空き家率13.6%（H30）を下回っているものの、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能なスマートフォン用アプリや、電子メール、SNS（LINE等）の活用、緊急告知FMラジオを避難所や自主防災組織等に配備等、情報伝達手段の多様化を進め整備しているが、今後も時代に即した方法を的確に取り組んでいく必要がある。

■特定建築物の耐震化（再掲）

○多特定建築物の耐震化率は92%（R1）と、全国平均の89%（H30）を上回っているが、引き続き耐震診断等への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

■施設の防火対策

○火災による甚大な被害が懸念される大規模商業施設・宿泊施設・病院・遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利の確保が必要である。

■公園施設の維持管理

- 災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理が必要である。
- 天草公園は、耐震改修工事は完了しているが、施設整備から50年近くが経過し、老朽化が進んでおり、適切な維持管理が必要である。

■内水危険箇所の被害防止対策

○下水道による浸水対策は、家屋の被害の浸水被害が度重なり発生する等生活環境に大きく影響があることから、優先順位をつけて整備している。今後も、雨水ポンプ場の整備等、家屋の浸水被害解消に向けた取り組みを推進する必要がある。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。

■情報通信環境の強化

○大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。また、情報通信利用環境として、避難所となっている学校ではWi-Fiを整備しているが、宿泊施設や交通機関でWi-Fi利用環境が不十分なところがある。第5世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実かつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

■下水道事業の業務継続計画の策定

○下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。また、今後は内水被害を想定した計画の見直しも必要である。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○下水道供用開始から20年以上を経過する中、機械・電気設備が耐用年数を超える等老朽化が進んでおり、今後の運転管理の不安や処理機能の低下の不安があることや、施設更新には多額の費用を要する見込みである。このため、下水道施設の老朽化対策と耐震化を進めていく必要がある。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

■水道事業の業務継続計画の策定

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、必要に応じて、体制の整備等について検討・見直しを行い、災害発生に備えた実効性のある業務継続計画とする必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

○災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。引き続き、人口減少を踏まえた経営や資産管理を進め、施策を推進する必要がある。

■水道施設の応急対策

○水害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る必要があるとともに、地域防災計画についても見直し等が必要である。

■合併処理浄化槽の設置促進

○老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共

下水道の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設けるとともに、広報、ホームページ、自治会等の回覧により当該制度の周知に努めている。しかしながら、依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、合併処理浄化槽の設置を促進する必要がある。

■沿道建築物の耐震化

○改正耐震改修促進法により、緊急輸送道路等の沿道建築物所有者への耐震診断の義務付けしており、今後、耐震結果に基づき耐震改修や除却工事を推進していく必要がある。

■下水道（雨水）の整備

○近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める必要がある。

■内水ハザードマップの整備

○住民のハザードマップ活用につながる訓練等の取組を促進するため、内水ハザードマップを整備する必要がある。

③保健医療・福祉

■避難行動要支援者対策の促進

○高齢者や障がい者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、災害対策基本法において市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、順次支援体制の整備を進める必要がある。

○大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、引き続き検討を進める必要がある。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模災害が発生した場合には、福祉避難所への受入可能数が不足することや、避難所から福祉避難所への移送が必要となった場合の移送手段や移送人員など体制を整備する必要がある。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、浅口医師会等との連携強化を図っておく必要がある。

■非常用電源の整備

○要配慮者利用施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○感染症への意識向上のため、市民や関係者に対して広報紙や研修会等による普及啓発を実施している。しかし、災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまであまり行われていないことから、今後、起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。また、災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施する必要がある。

■予防接種の促進

○災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種、普及啓発を行っている。接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるが、乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

④産業

■エネルギー供給事業者の災害対策

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■地域経済力の強化

○大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い市内企業の育成に平素から取り組む必要がある。

■企業の業務継続計画策定の促進

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対して、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について普及啓発していく必要がある。

■危険物施設等の対策

○危険物施設からの危険物の流出は、大規模な火災や土壌汚染の危険性があり、電源遮断や電気設備のトラブルにより長期間施設の機能が停止するおそれがある。防火対象物の防火管理者の未選任や消防計画の未策定により、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われないおそれがある。

■金融支援

○災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む必要がある。

■金融機関の耐災害性の強化

○市内の金融機関があるが、災害発生により機能停止となった場合、出納業務等が不可能となり公金の出し入れができなく、市の業務に支障が出る恐れがある。

■事業所における防災訓練の充実

○事業所における火災等の被害を軽減するため、防火訓練等を通じて、防火・防災意識の啓発を図り、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われる必要がある。

⑤交通・物流

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策

○災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化と老朽化対策を進める必要がある。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

○緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路について、道路の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■橋梁の長寿命化

○市道に架かる橋梁（411 橋）は、今後 20 年で建設後 50 年を経過する割合が急速に増加するため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■災害発生時の物流インフラの確保

○災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険個所の把握とその対策について検討していく必要がある。

■燃料供給の確保

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

■トンネルの長寿命化

○市が管理するトンネル「阿坂隧道」は建設後 50 年以上を経過しており、今後、老朽化が急速に進んでいくため、長寿命化に向け点検・補修等を計画的に行う必要がある。

■代替輸送手段の確保

○中山間等における避難路や代替道路を確保するため、市道・林道・農道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を

進める必要がある。

■徒歩帰宅者の支援

○コンビニエンスストア等、民間事業者との協定により、徒歩帰宅者に水・トイレ・道路情報等の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の普及を行っているが、公的施設も含め、支援拠点の拡大を図る必要がある。

■災害時における公共交通の安定供給の確保

○災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、公共交通事業者・警察・国・県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、浅口市地域公共交通会議を通じて関係機関と協議を進め、適切な進行管理をしていく必要がある。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時等における物資の保管等に関する協定」を締結している。災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確認するため、庁内関係課・県・物流事業者・交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■地域公共交通の確保

○平成30年7月豪雨災害では、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受け、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を維持していく必要がある。

■広域交通の確保

○災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、公共交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■道路の防災対策

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。

■道路施設の老朽化対策

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施

するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

○災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

⑥農林水産

■林道・農道の機能保全・老朽化対策

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。

■ため池の耐震化・老朽化対策

○市内のため池は江戸時代に築造されたものが多くある。豪雨や地震を原因とするため池の決壊等の被害を未然に防止するため、ハード・ソフト対策を推進する必要がある。

■食料生産体制の強化

○農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。豪雨や台風による被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、農作物生産に必要な施設・機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。

■農林水産物の移出・流通対策

○災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷等ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。

■農地の利用促進

○有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

■農地の生産基盤の整備推進

○異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら

農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

■森林の計画的な保全管理

○高齢化の進展により、森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

⑦国土保全・土地利用

■海岸保全施設の整備

○台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたとともに、海岸保全施設の老朽化が進行していることから、予防保全型の維持管理により、防護機能を確保し災害に備えるとともに、維持管理費用の低減に取り組む必要がある。

■高潮ハザードマップの整備

○平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。

■河川改修等の治水対策

○河川の安全性を確保するため、計画的に老朽化対策を行う必要がある。また、増水時の氾濫防止に、河道の確保を行う必要があるため、計画的にしゅん濶を行う必要がある。

■最大降雨による洪水ハザードマップの整備

○平成 27 年 7 月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大降雨による浸水想定が求められている。今後もマニュアルに対応した洪水ハザードマップの整備に努める。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地は大地震や大雨によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを作成し、対象となる造成地の場所や箇所数危険個所の周知を進める必要がある。

■山林地域における防災対策

○治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。

○材価の低迷や高齢化により、森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など林業の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

⑧環境

■有害物質の流出・拡散防止対策

○市は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。

■有害物質の大規模流出・拡散対応

○有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

■災害廃棄物の処理体制の構築

○災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、岡山県災害廃棄物処理計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある災害廃棄物処理計画とする必要がある。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

○災害が発生した場合において、市の一般廃棄物処理施設だけでは処理能力が不足し、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県・他市町村・関係団体との連携を強化する必要がある。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

○災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理計画」を作成するとともに、災害の発生場所や廃棄物の量によっては効率的な収集・運搬処理が困難となるおそれがあるため、関係機関との連携を強化する必要がある。

2 横断的分野

A リスクコミュニケーション

■地域コミュニティの強化

○人口減少・少子高齢化により、担い手不足や地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっていくことも想定される。このため、平常時から自助・共助の中心となる自治組合、町内会等の基盤強化・活性化に取り組む必要がある。また、地域コミュニティの中心となる自治組合、町内会等の担い手育成に取り組む必要がある。

■自主防災組織の活性化支援

○災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の組織率は向上させるとともに、さらなる地域防災力向上のため、既存組織の活性化を図っていく必要がある。

■防災意識の啓発

○災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災アドバイザーを派遣し、講演や助言等を実施しているほか、自主防災組織育成研修や防災シンポジウムの開催、広報紙や市ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取り組みを実施していく必要がある。

■防災訓練の推進

○地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、近年、激甚化する傾向にある水害や南海トラフ巨大地震等を想定した実動型の防災訓練と図上防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する防災訓練等の支援を行っていく必要がある。

■地域防災リーダーの育成

○地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

■災害ボランティア受入体制の構築

○災害ボランティアセンターについては、浅口市社会福祉協議会で開設・運営を行うこととなっており、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催する等、平時から連携、情報共有に努めることが必要である。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、円滑に救援活動を実施するた

め、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。

B 老朽化対策

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

〇市の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後必要な施設を見極め適切な維持管理を実施し、施設の耐震化・長寿命化を図る必要がある。

資料3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保獲が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等への補助等を実施する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	76% (R1)	95% (R7)

出典：浅口市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m/年 (H29~R2 平均)	300m/年 (R4~R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■幹線街路の整備

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保・救急活動・防災機能に寄与する緊急輸送道路・都市計画道路等の整備を、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮し段階的に整備を進める。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

○大規模災害時の緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地における幹線道路の無電柱化を推進する。

■住宅の防災対策の推進

○火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するため、条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。
○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

■空き家対策の推進

○空家等対策計画に基づき、住宅市街地総合整備事業を推進して、危険な空き家の除却の支援、空き家バンク登録による利活用等を進めて、空き家の適正管理を図る。

■避難行動要支援者対策の促進

○避難行動要支援者の情報把握を行うとともに、管理システム等を導入し、登録情報を毎年更新していく。また、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行う。学校においては、避難行動要支援者の情報把握はもとより、日ごろから避難経路の確認、避難時の支援体制、方法等について確認をしておく。

■多様な情報伝達手段の確保

○スマートフォン用アプリや電子メール、SNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のJアラートの連用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

■特定建築物の耐震化

○特定建築物の耐震化を一層推進するため、引き続き耐震診断等への補助等を実施する。また、耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	92% (R1)	95% (R7)

出典：浅口市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）

■施設の防火対策

○火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設・宿泊施設・病院・遊技場等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置・維持管理、防火管理体制の強化を促進する。

■公園施設の維持管理

○災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理を実施する。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

■海岸保全施設の整備

○海岸保全施設長寿命化計画に定める定期点検と結果に基づく適時・的確な補修を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、補修・更新費用の縮減・平準化を行う。

■高潮ハザードマップの整備

○県が見直しを行う高潮浸水想定に基づき、市で高潮ハザードマップを整備し、住民への周知を行う。

■橋梁の長寿命化

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m/年 (H29～R2 平均)	300m/年 (R4～R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■幹線街路の整備（再掲）

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保・救急活動・防災機能に寄与する緊急輸送道路・都市計画道路等の整備を、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮し段階的に整備を進める。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）**【施策の推進方針】**

○大規模災害時の緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地における幹線道路の無電柱化を推進する。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○避難行動要支援者の情報把握を行うとともに、管理システム等を導入し、登録情報を毎年更新していく。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行う。学校においては、避難行動要支援者の情報把握はもとより、日ごろから避難経路の確認、避難時の支援体制、方法等について確認をしておく。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○スマートフォン用アプリや電子メール、SNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のJアラートの連用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

■河川改修等の治水対策

○定期的な点検診断等を実施し、計画的に護岸整備及びしゅん濇を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
河川護岸整備及びしゅん濇実施延長	2,294m/年 (H29~R2 平均)	1,500m/年 (R4~R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■内水危険箇所の被害防止対策

○市街地の浸水対策として、岡山県の河川整備計画も考慮しながら、雨水ポンプ場の整備等、家屋の浸水被害解消に向けた取り組みを推進する。

■最大降雨による洪水ハザードマップの整備

○河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模降雨による洪水に対応した洪水ハザードマップの整備と周知に努める。

■海岸保全施設の整備（再掲）

○海岸保全施設長寿命化計画に定める定期点検と結果に基づく適時・的確な補修を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、補修・更新費用の縮減・平準化を行う。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○県が見直しを行う高潮浸水想定に基づき、市で高潮ハザードマップを整備し、住民への周知を行う。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○避難行動要支援者の情報把握を行うとともに、管理システム等を導入し、登録情報を毎年更新していく。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行う。学校においては、避難行動要支援者の情報把握はもとより、日ごろから避難経路の確認、避難時の支援体制、方法等について確認をしておく。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○スマートフォン用アプリや電子メール、SNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のJアラートの連用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

■避難指示等発令及び自主避難のための情報提供

○土砂災害の危険性や早期避難の重要性について、住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、自主防災組織等の勉強会や防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地の滑落崩壊による被害を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測調査を進めるとともに、災害に対する住民等の理解を深め、必要により滑動崩落防止対策を推進する。

■山林地域における防災対策

○荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

■ため池の耐震化・老朽化対策

○防災重点農業用ため池においてため池ハザードマップの作成を進める。また、老朽化したため池において改修工事を実施する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
ため池の補強整備	1箇所/年 (H29～R2 平均)	1箇所/年 (R4～R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

○災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めるとともに、人口カバー率の低い地域の避難所の確保に努める。また、避難所として有効に機能するために、各施設の状況及び設備等について整理を行い、今後指定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域も踏まえ、避難所の適切な確保を行っていく。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模な災害等に備え、心のケア・生活支援などに対応できる専門的な知識を持った職員が多い社会福祉施設等を運営している事業者との協定締結など、福祉避難所を増やす取組の推進や、福祉避難所における物資供給・人員体制を整備し、避難者の安全・安心を確保する。

■福祉施設・学校施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地している福祉施設・学校施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進するとともに、長寿命化計画の策定を行い、老朽化対策に努める。要配慮者等が安心して利用できるように、小・中学校のトイレを改修し、洋式化する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
小学校トイレ洋式化率	77.6% (R2)	90.0% (R4)
中学校トイレ洋式化率	42.5% (R2)	90.0% (R4)

出典：浅口市学校施設長寿命化計画（令和2年11月）

■避難所・避難路の整備

○災害発生時に、住民等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難所の見直し、避難経路の点検・整備等を進めていく。また、状況に応じて適切に避難行動がとれるよう、避難訓練を実施していく。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○避難行動要支援者の情報把握を行うとともに、管理システム等を導入し、登録情報を毎年更新していく。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行う。学校においては、避難行動要支援者の情報把握はもとより、日ごろから避難経路の確認、避難時の支援体制、方法等について確認をしておく。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○スマートフォン用アプリや電子メール、SNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のJアラートの連用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

■防災関係機関における情報伝達

○災害発生時の防災情報ネットワークの運用に万全を期すため、定期的に保守管理を行うとともに、県・市町村・防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○スマートフォン用アプリや電子メール、SNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のJアラートの連用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○避難行動要支援者の情報把握を行うとともに、管理システム等を導入し、登録情報を毎年更新していく。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行う。学校においては、避難行動要支援者の情報把握はもとより、日ごろから避難経路の確認、避難時の支援体制、方法等につ

いて確認をしておく。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○外国人等に対する防災情報提供体制を強化するため、国・県の外国人向けのパンフレット等を観光パンフレット設置先に設置するなど普及啓発を図る。また、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することや、多言語による防災情報の伝達の在り方について検討する。Wi-Fi サービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き利用範囲の拡大を促進する。

■防災教育の推進

○市内全ての学校園において、大規模災害等を想定した避難訓練や、避難後の子どもを保護者に引き渡す訓練など、子どもを守るための防災教育の推進を図るとともに、引き続き教職員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。

○防災担当課との情報共有・連携を図り、教職員の防災意識の向上と災害時の安全な行動をとるための必要な知識の習得を推進する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

■非常物資の備蓄

○市が備蓄すべき物資の決定と計画的な備蓄を推進する。住民自らが3日分の食料を備蓄することを基本とし、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図っていくとともに、市での計画的な備蓄や必要な物資の調達に関する協定の締結を一層推進する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
備蓄品（食料）の整備率	88.7% (R2)	100% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■災害発生時の物流インフラの確保

○災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県と連携しながら道路等の物流インフラについて危険箇所・想定要因の把握・共有により強化策を検討するとともに、経路途絶時の連絡方法・代替経路・道路啓開の調整を行い、災害に強い物流インフラを確保していく。

■燃料供給の確保

○燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討していく。

■災害応援の受援体制の構築

○災害発生時に、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの応援を迅速かつ速やかに受け入れることができるように、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し受援計画に反映させるとともに、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルや訓練により定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

■救援物資等の受援体制の構築

○災害発生時、国や県、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、物資等の受入調整施設及び受入れ物資の分配について検討の上、受援体制を構築する。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○避難行動要支援者の情報把握を行うとともに、管理システム等を導入し、登録情報を毎年更新していく。また、避難行動要支援者名簿に基づき、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携しながら、支援体制の整備を行う。学校においては、避難行動要支援者の情報把握はもとより、日ごろから避難経路の確認、避難時の支援体制、方法等について確認をしておく。

■防災拠点の整備

○大規模災害発生時における、避難者の受入、防災関係機関の受入基地、救援物資集積場所、備蓄倉庫、孤立地域内の防災拠点等の防災拠点の整備について、公共施設及び民間施設を含めて検討する。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

○災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進めるとともに、アセットマネジメント計画により、施設・管路の重要度・優先度を踏まえ、計画的に更新を継続していく。

■水道施設の応急対策

○災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き必要に応じて、応急体制の見直しに取り組む。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m／年（H29～R2 平均）	300m／年（R4～R8 平均）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■食料生産体制の強化

○自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進するとともに、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に取り組む。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○安定した農業生産を確保するため、農業用ハウス強靱化緊急対策事業・強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■集落での備え

○災害時に孤立する可能性のある集落等について、市との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化、家庭、集落単位での備蓄を促進する。また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。

■集落の孤立防止対策

○災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、代替ルートを検討や国・県への交通防災対策の要望を実施する。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

○県及び近隣市町や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に救援する内容について検討する。また、道路途絶が発生し物資の輸送が困難になった場合も想定し、補給方法も含めた備蓄計画を検討していく。

■代替輸送手段の確保

○中山間等における避難路や代替道路を確保するため、市道・林道・農道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める。

■情報通信環境の強化

○災害発生時の通信途絶を防ぐために、通信経路の冗長化等の機能強化を推進していくとともに、情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、公衆無線L

ANスポットの拡大を促進するとともに、市が管理する公共施設等のWi-Fi利用環境の充実を図る。また、第5世代移動通信システム（5G）の導入を進める。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0%（R2）	35.5%（R8）
市道舗装率	80.1%（R2）	80.5%（R8）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m／年（H29～R2平均）	300m／年（R4～R8平均）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■災害対策本部機能の強化

○災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体

制・配置等について、検証の上、適宜見直しを行う。また、情報収集・情報共有についての迅速化を図るため、情報伝達手段の多様化を進めていく。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

○広域にわたる大規模災害に係る人命救助・捜索活動に対応するため、災害用装備資機材等の整備、緊急消防援助隊の応援・受援計画の策定を進めていく。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や浅口医師会等との連携を強化する。また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。

■総合防災訓練等の実施

○大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意職の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、自主防災組織等との連携や応援派遣等の他からの受援を含めた応急体制の確立等、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。あわせて、総務省中国総合通信局の訓練との連携や、衛星電話回線等による情報伝達訓練についても実施していく。

■救急・救助活動等の体制強化（常備消防主体の取組）

○災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、指導救命士を養成し、救急救命士の教育及び救急活動の検証体制の構築を図る。また、指揮・消火・救急・救助の各分野での、指導的立場の職員養成のため各種研修等への派遣を行う。

■災害応援の受援体制の構築（再掲）

○災害発生時に、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの応援を迅速かつ速やかに受け入れることができるように、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し受援計画に反映させるとともに、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルや訓練により定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

■救援物資等の受援体制の構築（再掲）

○災害発生時、国や県、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、物資等の受入調整施設及び受入れ物資の分配について検討の上、受援体制を構築する。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

■燃料供給の確保（再掲）

○燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討していく。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m/年 (H29～R2 平均)	300m/年 (R4～R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

■徒歩帰宅者の支援

○コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進するなど、近隣市町と連携し、支援拠点の拡大に努める。

■災害時における公共交通の安定供給の確保

○大規模災害に備え、災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、公共交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図り、持続可能な公共交通体系を構築する。また、関係機関との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■医療従事者確保に係る連携体制（再掲）

○災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携を強化する。また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m／年（H29～R2 平均）	300m／年（R4～R8 平均）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

2-7 被災地における感染症等の大規模発生

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を自主防災組織などとも連携し実施する。また、災害発生時感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できるように、対応マニュアルの作成、計画的な健康教育等の実施、資材の確保や体制整備を確立する。

■予防接種の促進

○健康教育の中で予防接種の必要性について普及啓発を行い、標準的な接種時期に合わせた接種勧奨通知の送付及び個別の接種勧奨を行うとともに、未接種者に対する再接種勧奨を行う。

■避難所における良好な生活環境の確保

○災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難所の整備を進めていく。また、避難所における生活環境向上のため、災害時の物資の調達に関する協定の締結や公的備蓄を推進するとともに、受援体制を強化する。

■下水道事業の業務継続計画の策定

○災害時にも市民・職員の安全を確保し、下水道施設の機能を維持または早期復旧できる体制の整備等について検討・見直しを行い、地域防災計画との整合を図り、実効性のある業務継続計画を策定する。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○災害発生時の下水道施設の機能や信頼性の確保に向けて、下水道ストックマネジメント計画により、老朽化した下水道施設の改築及び耐震化を進める。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

■地域の治安の維持

○警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、青色防犯パトロール活動の推進、防犯メールの配信などを通じ、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安維持に努める。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

■災害発生時の交通整理体制の構築（県主体の取組）

○災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、信号機電源付加装置の整備や可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員等により交通整理人員を確保する。

■信号機の非常用電源対策（県主体の取組）

○信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や可搬式発動発電機の整備を図る。

■信号機の老朽化対策（県主体の取組）

○災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるように、計画的に機器等の更新整備を実施する。

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○公共建築物・インフラ施設について、公共施設個別施設計画を策定し、計画的な維持管理や施設の耐震化・長寿命化を実施する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
公共施設個別施設計画の策定	累計 0 施設 (H30)	累計 90 施設 (R6)

出典：第2期浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

■行政施設の非常用電源の整備

○災害時に拠点となる庁舎及び行政施設等の非常用電源の整備を進めていく。また、非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検・保守を実施する。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○災害発生時の防災情報ネットワークの運用に万全を期すため、定期的に保守管理を行うとともに、県・市町村・防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施する。

■行政情報の災害対策

○災害発生時においても、行政データが保全され、業務継続が可能となるよう、データのバックアップやクラウド化を進める。

■業務継続計画の策定

○大規模な災害の発生により、市の機能が著しく低下する中であっても、速やかに非常時優先業務を開始し、市民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを維持して市民生活を維持する全庁的な体制を整えるため、業務継続計画を策定する。また、災害の被害想定やハザードマップ等を参照しつつ、非常時優先業務に係る必要人数や参集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う。

■災害対策本部機能の強化（再掲）

○災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について、検証の上、適宜見直しを行う。また、情報収集・情報共有についての迅速化を図るため、情報伝達手段の多様化を進めていく。

■広域連携体制の構築

○「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認するとともに、平時から情報共有を行い県及び県内市町村との連携していく。

■総合防災訓練等の実施（再掲）

○大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、自主防災組織等との連携や応援派遣等の他からの受援を含めた応急体制の確立等、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。あわせて、総務省中国総合通信局の訓練との連携や、衛星電話回線等による情報伝達訓練についても実施していく。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

■エネルギー供給事業者の災害対策

○災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、総務省中国総合通信局中国地方非常通信協議会や電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。

■行政施設の非常用電源の整備（再掲）

○災害時に拠点となる庁舎及び行政施設等の非常用電源の整備を進めていく。また、非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検・保守を実施する。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○災害発生時の防災情報ネットワークの運用に万全を期すため、定期的に保守管理を行うとともに、県・市町村・防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化（再掲）

○情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施する。

■行政情報の災害対策（再掲）

○災害発生時においても、行政データが保全され、業務継続が可能となるよう、データのバックアップやクラウド化を進める。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

■多様な情報伝達手段の確保（再掲）

○スマートフォン用アプリや電子メール、SNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難指示等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のJアラートの連用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

■地域経済力の強化

○大規模自然災害発生後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い市内企業の育成に平素から取り組む。

■企業の業務継続計画策定の促進

○商工団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（BCP融資）についても併せて周知する。

■農林水産物の移出・流通対策

○農林水産物等の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図るとともに、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立に取り組む。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結などの連携を図りながら、課題の整理を進めていく。また、物流機能の確保のため、県及び企業と連携し代替経路の検討・調整を行っていく。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内、県、交通事業者等と情報共有を図る。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m/年 (H29～R2 平均)	300m/年 (R4～R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

■エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）

○災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。

■燃料供給の確保（再掲）

○燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討していく。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m/年 (H29～R2 平均)	300m/年 (R4～R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

■企業の業務継続計画策定の促進（再掲）

○商工団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（BCP融資）についても併せて周知する。

■危険物施設等の対策

○立入検査により、適正な施設の維持管理を図るとともに、防火管理者未選任の施設に対し、選任届出書を提出させ、消防計画の作成及び消防訓練実施を指導する。

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m/年 (H29~R2 平均)	300m/年 (R4~R8 平均)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■幹線街路の整備（再掲）

○市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保・救急活動・防災機能に寄与する緊急輸送道路・都市計画道路等の整備を、地元と

意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮し段階的に整備を進める。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

■金融支援

○災害救助法が適用された場合に、金融当局からの特別措置の要請に基づき、罹災した地域住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む。

■金融機関の耐災害性の強化

○金融機関に対して、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（BCP融資）についても併せて周知する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

■食料生産体制の強化（再掲）

○自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進するとともに、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に取り組む。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲）

○安定した農業生産を確保するため、農業用ハウス強靱化緊急対策事業・強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。

■非常物資の備蓄（再掲）

○市が備蓄すべき物資の決定と計画的な備蓄を推進する。住民自らが3日分の食料を備蓄することを基本とし、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図っていくとともに、市での計画的な備蓄や必要な物資の調達に関する協定の締結を一層推進する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
備蓄品（食料）の整備率	88.7%（R2）	100%（R8）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

■エネルギー供給事業者の災害対策（再掲）

○災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。

■燃料供給の確保（再掲）

○燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討していく。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

■水道事業の業務継続計画の策定

○毎年のように発生する災害を教訓に国などから示される対応策を踏まえ、災害発生に備えた業務継続計画を策定する。

■水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進めるとともに、アセットマネジメント計画により、施設・管路の重要度・優先度を踏まえ、計画的に更新を継続していく。

■水道施設の応急対策（再掲）

○災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き必要に応じて、応急体制の見直しに取り組む。

■下水道事業の業務継続計画の策定（再掲）

○災害時にも市民・職員の安全を確保し、下水道施設の機能を維持または早期復旧できる体制の整備等について検討・見直しを行い、地域防災計画との整合を図り、実効性のある業務継続計画を策定する。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の下水道施設の機能や信頼性の確保に向けて、下水道ストックマネジメント計画により、老朽化した下水道施設の改築及び耐震化を進める。

■合併処理浄化槽の設置促進

○老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続

き、国の循環型社会形成推進交付金の活用し、合併処理浄化槽設置整備補助金制度を設けるとともに、対象者に対し転換の必要性について周知し、防災機能向上を図る。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
合併処理浄化槽設置基数	1,284 基 (H29)	1,669 基 (R7)

出典：岡山県井笠地域第2期循環型社会形成推進地域計画（令和4年11月変更）

6-3 地域交通ネットワークが分断される事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化・老朽化対策等を実施する。

■緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○緊急輸送道路以外の道路について、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
市道改良率	35.0% (R2)	35.5% (R8)
市道舗装率	80.1% (R2)	80.5% (R8)

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■林道・農道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の避難路、代替道路となる林道・農道の安全性を確保するため、林道・農道については、定期的な点検診断等を実施し、計画的に老朽化対策を行う。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
農道・水路などの整備延長	386m／年（H29～R2 平均）	300m／年（R4～R8 平均）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■災害時における公共交通の安定供給の確保（再掲）

○大規模災害に備え、災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、公共交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図り、持続可能な公共交通体系を構築する。また、関係機関との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

■地域公共交通の確保

○大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を維持していくため、引き続き持続可能な公共交通体系を構築する。また、関係機関との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

■広域交通の確保

○災害発生時等に地域交通網が分断された場合の代替経路・代替交通手段の検討・調整を、公共交通事業者等と行っていく。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

■住宅の耐震化（再掲）

○住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等への補助等を実施する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	76% (R1)	95% (R7)

出典：浅口市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）

■特定建築物の耐震化（再掲）

○建築物の耐震化を一層推進するため、引き続き多数の者が利用する建築物等の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用を促進する。また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物等の耐震化率	92% (R1)	95% (R7)

出典：浅口市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）

■住宅の防災対策の推進（再掲）

○火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。

○大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

■施設の防火対策（再掲）

○火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設・宿泊施設・病院・遊技場等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置・維持管理、防火管理体制の強化を促進する。

■空き家対策の推進（再掲）

○空家等対策計画に基づき、住宅市街地総合整備事業を推進して、危険な空き家の除却の支援、空き家バンク登録による利活用等を進めて、空き家の適正管理を図る。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

■沿道建築物の耐震化

○緊急輸送道路等の沿道建築物所有者への耐震診断の義務付けており、今後、診断結果に基づき耐震改修や除却工事を推進する。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

■ため池の耐震化・老朽化対策（再掲）

○防災重点農業用ため池においてため池ハザードマップの作成を進める。また、老朽化したため池において改修工事を実施する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
ため池の補強整備	1箇所/年（H29～R2平均）	1箇所/年（R4～R8平均）

出典：第2次浅口市総合計画（令和4年3月）

■山林地域における防災対策（再掲）

○荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

■有害物質の流出・拡散防止対策

○災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視検査・指導等を県との連携により実施する。また、有害物質を保有する工場や事業者に対し、災害による流出・拡散の防止のために必要な資機材の整備や平常時からの訓練の実施を促す。

■有害物質の大規模流出・拡散対応

○有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束を図るため、有害物質の流出・拡散を防止するために必要な資機材の備蓄または整備を進めるとともに、関係機関との連携により有害物質の測定等、必要な措置を講じていく。

■海岸保全施設の整備（再掲）

○海岸保全施設長寿命化計画に定める定期点検と結果に基づく適時・的確な補修を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、補修・更新費用の縮減・平準化を行う。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○県が見直しを行う高潮浸水想定に基づき、市で高潮ハザードマップを整備し、住民への周知を行う。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■農地の利用促進

○地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県・農業委員会・農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、人・農地プランを中心とし、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金などを活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。

■農地の生産基盤の整備推進

○地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。

■森林の計画的な保全管理

○森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより適切な森林環境の整備を図る。

■山林地域における防災対策（再掲）

○荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害廃棄物の処理体制の構築

○国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、また、岡山県災害廃棄物処理計画などと整合性を図り、発災時に円滑な処理が実施される、体制の整備や処理方法等について検討し、実効性のある災害廃棄物処理計画を策定する。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

○広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町村、関係団体との連携・強化を推進する。また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整を行う。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

○災害が発生した場合に、円滑に災害廃棄物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理計画」を作成する。また、災害の発生場所や廃棄物の量によっては効率的な収集・運搬処理が困難となるおそれがあるため、関係機関との連携強化を推進する。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害ボランティア受入体制の構築

○災害発生時における災害ボランティアの円滑な受入体制の構築に向けて、総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練を組み込むなど、連絡会を定期的開催し、平時から事務局である社会福祉協議会をはじめ、関係機関相互の顔が見える関係づくりに努める。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害ボランティアコーディネーター研修会への参加を促すとともに、市民を対象とした研修会の実施についても検討する。

■災害応援の受入体制の構築（再掲）

○災害発生時に、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの応援を迅速かつ速やかに受け入れることができるように、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し受援計画に反映させるとともに、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルや訓練により定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■地域コミュニティの強化

○発災時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から市民同士の助け合い、連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を維持・向上させる。また、地域コミュニティの基盤となる自治組合・町内会等の活動を支援する。

■消防団員等の確保・育成

○引き続き、県と連携を図りながら、消防団協力事業所の拡充を図るなど、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
消防団員数	919人 (H30)	940人 (R6)

出典：第2期浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

■消防施設の老朽化対策

○救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防施設の老朽化対策や車両・資機材等の整備を推進する。

■装備資機材の整備・高度化

○迅速・的確な救出救助活動を図るため、消防の各種装備資機材の整備の充実・高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。

■関係機関の連携強化

○警察・消防・自衛隊等各救助機関は、災害現場でより円滑な救出救助活動が実施できるよう、マニュアルの作成やオペレーションチームの設置、情報共有のための防災相互波無線の整備など、関係機関相互の連携強化を図る。

■自主防災組織の活性化支援

○自主防災組織の活動の活発化に向けて、引き続き、自主防災研修の実施、活動に対する補助金制度など、様々な施策で自主防災活動を支援する。

【重要業績評価指標】

重要業績評価指標	現状値	目標値
自主防災組織設置数	62組織 (H30)	75組織 (R6)

出典：第2期浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

■防災意識の啓発

○地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、関係機関と連携を図りながら、防災アドバイザーを派遣し、講演や助言等による防災意識の啓発を図る。また、自主防災組織育成研

修や防災シンポジウムの開催、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。

■防災訓練の推進

○引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織等の防災訓練の支援を行う。

■地域防災リーダーの育成

○地域防災リーダーの人材育成のため、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、各地域の自治会・自主防災組織への防災アドバイザーの派遣を進める。

■事業所における防災訓練の充実

○事業所における火災等の被害を軽減するため、立入検査・保安講習会・消防訓練などの機会に、引き続き、防災訓練の実施、防災意識の高揚を図る。

■貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

○災害発生時に被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施する。

○被災文化財の修復、史跡名勝天然記念物と周知の埋蔵文化財包蔵地の保護や保全、伝統文化の保護や継承が円滑に図れるように、平時から体制の構築に努める。

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、橋梁については5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められた橋梁に関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■トンネルの長寿命化（再掲）

○大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法施行規則に基づき、トンネルについては5年に1回の頻度で近接目視の定期点検を行い、健全度の把握を進め、早期の修繕措置が必要と認められたトンネルに関しては修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づく補修・更新を推進する。

■道路の防災対策

○道路法面等の落石、崩土防止対策に取り組むとともに、道路のパトロールを定期的を実施し、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努める。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

○大規模災害時の緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地における幹線道路の無電柱

化を推進する。

■道路施設の老朽化対策

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する。

■道路ネットワークの整備

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する。

8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■下水道（雨水）の整備

○近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める。

■内水ハザードマップの整備

○内水による浸水被害の軽減・最小化を図るため、内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する。

■海岸保全施設の整備（再掲）

○海岸保全施設長寿命化計画に定める定期点検と結果に基づく適時・的確な補修を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、補修・更新費用の縮減・平準化を行う。

■高潮ハザードマップの整備（再掲）

○県が見直しを行う高潮浸水想定に基づき、市で高潮ハザードマップを整備し、住民への周知を行う。

資料4 用語解説

空家等対策計画	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市町村が定める計画のこと。
Lアラート	自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。
海岸保全施設	高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。
感震ブレーカー	地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置のこと。
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。
クラウド化	本計画においては自治体クラウドを指し、住民基本台帳・税務・福祉等の自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用するクラウドサービスを用いて複数の自治体で共同利用する取組のこと。
下水道ストックマネジメント計画	処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。
個別施設計画	施設ごとの長寿命化計画のこと。
サプライチェーン	原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称で、本計画では、災害時に必要となる物資の流れをいう。
指定緊急避難場所	住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。
指定避難所	被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。
信号機電源付加装置	停電時、自動的に発動発電機が作動し、信号機に電力供給する装置のこと。
想定最大規模の洪水	現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、想定し得る最大規模のものとして設定した年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が概ね1/1000の規模以上の洪水のこと。一方、計画規模の洪水は、河川の計画を作成するときに対象とする洪水のこと。県管理河川では、年超過確率が1/10～1/100の規模の洪水としている。
大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が3,000㎡以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のものこと。
多面的機能	農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。
多面的機能支払制度	地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。
地すべり防止区域	現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。

中山間地域等直接支払制度	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。
長寿命化	施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。
長寿命化計画	維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。
土砂災害防止施設	土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。
道路啓開	災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。
内水	河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなるにより内水氾濫が生じる。
南海トラフ巨大地震	南海トラフ（静岡県駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形）沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで100～150年周期で発生し、今後30年以内の発生確率は70～80%とされている。
ハザードマップ	災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。
B C P（業務継続計画）	業務継続計画（Business Continuity Plan）の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる業務の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における業務継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。
無電柱化	電力線や通信線等を収容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。これにより、道路空間が開放的ですっきりしたものとなり、良好な景観形成が図られる。さらに、台風や地震等の災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった危険をなくすことなども目的とする。
予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。
リスクコミュニケーション	リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。